

構成員提出資料①ー1

(一時保護ガイドライン(素案)に対する意見)

○奥山構成員提出資料	1
○笹川構成員提出資料	51
○鈴木構成員提出資料	59
○藤林構成員提出資料	63
○山田構成員提出資料	69
○山本構成員提出資料	119

奧山構成員提出資料

人材育成ワーキンググループの議論の進め方についての意見

奥山 眞紀子

本ワーキンググループは児童福祉法平成28年改正がなされたことを受けて、その実装および附則の解決のために構成されたもので、特に人材育成および児童相談所改革を目的としたものであったものです。ですので、基本は改正児童福祉法にあります。一時保護関連では以下の3つの改正点が重要であり、それを基に議論がなされなければならないことを確認して、議論を進めるべきです。

<一時保護に係る主要な改正点>

1. 理念として「子どもの権利条約の精神にのっとった子どもの権利保障（第一条・第二条）

⇒本ガイドラインの全てをチェックして、子どもの権利条約に対しての違反になっていないかを検討しなければなりません。

なお、遅れている児童相談所運営指針メジャー改定も権利条約違反でないことを確認しなければなりません。もし、これまでの指針や通知が権利条約に抵触するなら変更しなければなりません。

2. 一時保護の機能：「児童相談所長は、必要があると認める時は、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当なものに委託して当該一時保護を行わせることができる。」（第三十三条）

⇒一時保護の機能が二つに限定されたので、その一つ一つの要件を明確にすべきです。

ビジョンではこの二つの要件のうち、安全を確保する一時保護のみ短期間の子どもの権利制限を可能とする（閉鎖環境）必要性を提示していますが、それが許される期間とその判断方法を提示すべきです。

3. 家庭の尊重と家庭で育てられない時の条件の設定（第三条の2）

⇒一時保護も家庭と同様の養育環境もしくはできるだけ良好な家庭的環境でなければならない（それ以外の環境は許されない）。その環境を提示すべきです。

家庭と同様の養育環境は委託一時保護でなければ無理と思いますが、できるだけ良好な家庭的環境に関して、ビジョンでその在り方が示されており、それが一時保護という場でどのように実現できるかを提示すべきです。

一時保護ガイドライン（素案）に対する意見

奥山 眞紀子

1. 前半で子どもの権利について書いていながら、「一時保護所における生活」では集団処遇を目指すような書きぶりになっています。代替養育は家庭と同様の養育環境かできるだけ良好な家庭的環境でなければならないという児童福祉法にも反します。これでは法律違反のガイドラインであり、到底容認できません。

2. 子どもの権利保障が貫かれていません。全体に権利保障を貫いた書き方にすべきです。

3. まるで、わざわざ抜け道を作れるように文章を書いているとしか思えないところが多々あります。閉鎖環境での一時保護に関して、子どもが無断外出の危険がある時が入っていますが、それを言ったら全ての子どもが適応してしまいます。子どもが家に帰りたいのは当然ですので、それを説得するのが大人の役目であり、家に帰りたいから無断外出の危険があり閉鎖環境での一時保護が許されるなどという抜け道を作らないような書き方を徹底すべきです。

4. 構成もおかしいです。何回も同じ内容が出てきます。もっとわかりやすいガイドラインにすべきです。ビジョンでは一時保護について、ケアについて、アセスメントについて、をガイドラインに組み込むよう書かれていると思います。それに従って、3つに分けた方が良いではありませんか？権利保障に関しても、一時保護を行う上での権利保障の考え方や、ケアを行う上で注意すべきことに分かれると思います。

4. ガイドラインとは別に、都道府県推進計画に必要な内容を提起すべきです。このガイドラインを読んでも都道府県が何をすべきかわからないと思います。

- ・閉鎖的一時保護と開放的一時保護に必要な人数を考えてその設備を整える
- ・閉鎖的一時保護延長時の仕組みを構築する

などなど、推進計画で必要なことはガイドラインを元に、子どもの権利を保障する形でしっかりと明示すべきだと思います。

一時保護ガイドライン（素案）

I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであるが、子どもの安全確保を最優先するために管理的になり、その管理が子どもの権利制限につながるなど、~~子どもの安全確保と権利保障を直ちに両立させることが難しい面が多い。~~ということはあるとはならないことである。しかし、一時保護は、虐待を受けた子ども等の権利を守るために行われるものであり、こうした一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行う必要がある。

また、現在の一時保護の多くは、戦後の戦災孤児対策の時期とは異なり、子どもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものである。さらに、子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

このため、一時保護においては、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる。

こうした観点が重要である一方、一時保護については、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの課題、一時保護期間の長期化などの課題が指摘されている。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念が明確化されるとともに、一時保護の目的が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」でとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

「新しい社会的養育ビジョン」における一時保護に関する理念を関係者が共有し、また、各自治体がこうした考え方を踏まえ、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることにより、一時保護において、全国どこにいても

子どもの権利が保障され、ケアの質が確保されるようにするために、本ガイドラインを示すものである。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護所に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

保護者からの連れ去りや接触については、平成 29 年 6 月 21 日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号）によって、一時保護中にも接近禁止命令をできるようにするため、活用されたい。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。

コメント [M1]: ガイドラインに合わせて改訂すべきと思います。

2 一時保護の在り方

(1) 一時保護の強行性

一時保護や児童福祉施設等への措置、里親等への委託に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、家族に関する情報を含め、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

一方で子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う必要がある。ことができる。しかし、この場合でも子どもに対して適切な説明と子どもの意見の聴取は行うべきである。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適

切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ること、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得よう努めることとする。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第82条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申し出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。

（2）一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントの二つである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護においては、その目的にかかわらず、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるよう支援することや、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる。合わせて、子どもの成育歴や被虐待体験に焦点を当てた治療的ケアが必要となる。なお、一時保護は子どもの行動を制限することから、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

また、一時保護から養育者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることができる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

一時保護を行う場においては、こうしたケアが行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

また、一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましいなければならない。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境（一定の建物内において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）での一時保護だけでなく、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましいなければならない。開放的環境は家庭と同様の養育環境もしくはできるだけ良好な家庭的環境であることが法律上規定されている。つまり、里親への委託もしくは養護施設等への委託と同時に、一時保護所自体も4～6人での小規模生活空間とすることが必要である。各自治体では閉鎖空間と開放空間における一時保護の場を確保すること計画しなければならない。

なお、一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。こうした機能については、まずは、治療目的の施設やレスパイトケアのための施設において確保できるよう努めることが望ましい。べきであると同時に、緊急保護やアセスメント保護が十分に機能できる状態で余裕があれば行うものであり、本来の機能が圧迫されることはあってはならない。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若

しくはそのおそれがある場合

- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するため、子どもの自由を制限した閉鎖的環境で保護する場合があるが、閉鎖的環境での緊急保護は子どもの権利制限に当たることから、子どもの権利保障の観点から、閉鎖的環境での緊急保護の期間は、子どもの安全確保のために要する必要最小限（数日以内）とし、延長が必要な時はその必要性を第三者機関において判断すべきである。保護者が無断で子どもを連れ戻すことや子どもが無断外出をする恐れが大きくないなど、開放的環境においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、数日以内でも速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討すること。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での緊急保護が長期化（1週間以上）する場合で、すぐに第三者機関に判断を仰げない時には、閉鎖的環境における緊急保護の必要性を児童相談所の判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が閉鎖的環境における緊急保護を継続する旨を決定する。その際、児童相談所長が決定した内容を記録に留めておくき、事後において第三者機関の評価を得る。

なお、閉鎖的環境において緊急保護を行う場合においても、子どもの身体を直接的に拘束することや、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、すでに児童福祉施設等へ措置、里親等へ委託していた子どもの再判定依頼に基づくものを含む。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

子どもの権利制限をするほどの危険性がない場合は、開放的環境での保護が必要である。開放的環境は児童福祉法に基づく「家庭と同様の養育環境」もしくは「できるだけ良好な家庭的環境」でなければならない。4～6人の小規模生活空間が確保されることが必要である。

において子どもの安全の確保が可能な場合にはまた、子どもの外出や通学について可能な範囲子どもの意見を聞きながら原則で認めるとともに必要がある。子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、学籍のある校区内における開放的環境での一時保護（委託）を行う、送迎を行う、もしくは一人通学を認めるなど、できる限り原籍校への通学が可能となるよう配慮すべきである。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設におけるへの通所により親しんだ人との関係性を保つことが可能となるよう配慮すべきである。なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定されるが、その場合数日間以上を必要とする場合には第三機関にその妥当性の評価を依頼しなければならない。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を子どもと保護者に伝えることが望ましい原則である。見通しの立たない生活は子どもに無意味な不安を与えることになる。

児童相談所は、受理した相談（通告を含む。）について、種々の専門職員の関与による調査・診断アセスメント・判定を行い、それに基づいて援助指針方針（援助方針指針）を作成し、援助支援を行う必要がある。このため、子どもの援助指針方針（援助方針指針）を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断アセスメント、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断観察、その他の診断アセスメント（理学療法士によるもの等）を元に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行うこと。

一時保護を行う場においては、援助指針方針（援助方針指針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察等を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こしたり、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的な関わりを行う中で、こうした行動にある背景などについて、総合アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へに反映し、

コメント [M2]: 指針とはガイドラインですので個別の者ではありません。

その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

3 子どもの権利保障

(1) 権利保障

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利に関して子どもによく説明すること必要がある。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような説明が必要であり、そのための補助としての冊子や遊具を用意しておくことも考えられる有効である。

一時保護の場では、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられることが必要である。職員が常に見える場所において、いつでも子どもが話しかけられる状態でなければならない。職員の優しい目配りが子どもから子どもへの暴力を防ぐためにも、職員の日配りが大切であることにも役立つ。

一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員が十分に聞き取るなど、職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、ただし、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意するなど、子どもの意見をくみ上げる方法をとることが考えられる。また、退所していく子ども達にアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等について、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。

(2) 権利制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どもの安全確保のための権利制限のために、必要のない他の子どもまでの権利が制限されることはあってはならないのないよう、権利侵害である。個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会は、子どもが希望した場合において、制限をしなくて済むように、できるだけ子どもの安全の確保が図られる状況であれば制限されるべきではないを図る必要がある。

長時間の無断外出が頻繁であるあり、それが子どもの安全を脅かす等

コメント [M3]: 厳しい目配りは子どもを怖がらせるだけです

コメント [M4]: 努力もせずに安全が確保できないと言ってはいけない。

の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、数日間の閉鎖空間の保護であっても、自由に入出りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和 25 年 7 月 31 日付け児発第 505 号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和 24 年 6 月 15 日付け発児第 72 号厚生事務次官通知）による。

権利制限を行う場合には、その理由を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもが権利制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ権利制限が必要なのかを時間をかけて納得が得られる努力が求められる不可欠である。

なお、権利制限の中でも、行動自由の制限と父母との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

(3) 被措置児童等虐待の防止について

平成 20 年児童福祉法改正法において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等に心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

子どもに被措置児童等虐待の通告・届出は児童相談所、児童福祉審議会等に対してなすことができるなどについて、あらかじめ子どもに説明すること。

一時保護所に入所する子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされたていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、暖かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せべき立場の一時保護所の職員が入所中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努めること。

なお、被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

(4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、NO と言える こと、職員に相談することなどをあらかじめ伝える。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

(5) 苦情を含む子どもへの意見聴取解決等の仕組みの導入

一時保護所においては、設備運営基準第 14 条の 3 に準じて、意見箱の設置といった子どもからの苦情を 含む意見を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。子どもの場合、苦情と言う形で出てこなくても、全ての意見の中から、子どもの権利侵害が起きていないかを把握することが必要である。

万が一職員による身体的苦痛 (罰として嫌がる運動をさせるなども含まれる) や人格を辱める等の精神的苦痛や怒鳴るなどの心理的圧迫を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもに対する指導等の徹底や援助体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

(6) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護の在り方を予め検討しておく必要がある。

ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受け

られる状況を確保しておく必要がある。

イ 文化・慣習等が異なる子ども

文化や慣習による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならぬ。

ウ LGBT等、性的なアイデンティティーに配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気づく場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設では予めどのように対応するかを検討しておく必要がある。

4 援助支援・ケアの基本的事項

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

多くの子どもは何らかのトラウマ的体験や分離体験を経験してきたことから、それらの心理に十分に配慮したケアが必要である。従って、一時保護を行う際には、一時保護の必要性を説明するとともに、トラウマや分離の体験がある子どもに起きがちな反応に関する心理教育が欠かせない。加えて、トラウマに十分に配慮した個別ケアを行うことが原則である。

また、一時保護は、多くの子どもにとって家族からの別離や養育者の喪失をもたらすものであるため、一時保護においては、家族からの別離を意識して不安を高める、この時期の子どもの心情に十分配慮する。

援助支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、更に丁寧なケアが必要となる。罰を与えるなどを含めて、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛、怒鳴るなどの心理的圧迫を与えるなどの行為は許されないのは当然であり、子どもが心の傷からの回復を支援するケアがなされなければならない。

一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助ケアを確保することが必要である。

一時保護所においては子どもの意見を十分聞き取るとともに、エンパワメントがなされなければならない。

<これ以下は運営の話でケアの話ではない!!>

しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

書式変更: フォントの色: 赤

所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な援助ケアの確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応や、
- ・ 児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な援助ケアの確保

に努めることが重要である。

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年の一時保護については、当該少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年のプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるため、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備されたい。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行児童を共同で生活させないことを理由に、非行児童の身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、児童福祉施設やその他の機関等への委託一時保護の活用、広域的な対応等により、こうした混合での援助等を回避し、すべての子どもに適切な援助を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成13年3月8日付け警察庁丁少発第33号通知により、各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意願いたい。

一時保護における子どもの援助等の詳細については、「V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を参照いただくとともに、具体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。

コメント [M5]: これはおかしいのではないですか？都道府県推進計画を立てるにあたって既に他の自治体に依頼するというのはいかがでしょうかと思います。

コメント [M6]: この部分はケアの基本ではなく、特殊事例であり、別に項を立てるべき。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。

緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡をとって相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。

同意での一時保護の場合は一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前に母子手帳をチェックし、適切な聞き取り、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に予防接種歴、感染性疾患患者との近々の接触の有無等に留意する。

緊急保護した場合でも、子ども自身や親から感染性疾患患者との接触について聞いたり、母子手帳を入手する、予防接種歴を入手するなどの努力が必要である。は、一加えて、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・ 子どもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、

理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手續についても付記することが望ましい。(別紙)

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。

(2) 一時保護の継続の手續 (※「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)による改正事項については、関係機関と調整中。)

ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている(法第33条第3項及び第4項)。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされている(法第33条第5項)。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申し立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見

人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第 27 条第 4 項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」第 4 章第 5 節 1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等により意向を書面で確認できない場合等もあることから、親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には 2 か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、家庭裁判所の承認を得る前に一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所による引き続きの一時保護の承認の申立て

（家庭裁判所による引き続いての一時保護の承認の申立ての具体的な手続、留意事項等については、関係機関との調整を踏まえ、追記予定。）

（3）一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。その後の方向性に関しては、事前に、子どもの意見を十分に聞き取る必要がある。子どもの意に反して長期分離になる時にはその必要性を十分に説明し、できるだけ子どもに納得してもらうことが必要である。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そ

コメント [M7]: 文章がおかしいです。行方不明のことがあるので記録するのでしょうか?行方不明になる可能性がなければ記録は必要ないのでしょうか?

うした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧なケアが必要となる。特に、一時保護の場からの別離と新しい環境への移行であり、できるだけ早く、少なくとも数日前には子どもに知らせ、新しい場所について説明し、子どもの意見や気持ちを十分に聞き取り、適切な別れを行う必要がある。こうしたケアにおいては、子どもが、怒り、悲しみ、絶望感、無力感等を十分に表現できることが重要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など必要な情報を共有する必要がある。

家庭復帰が適当と考えられる場合は、事前に子どもの意見を聴取したり、それに対する感情を把握するとともに、子どもが何かあったら助けを求められるようなエンパワメントと情報の提供を行うことが必須である。また、一時保護中に、今後の家庭復帰に向けた支援を進める中で、保護中の子どもの状況や今後の見通し等について、定期的に保護者に情報提供を行うなど、円滑な復帰に向けた取組を行うことが適当であること。

一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講じること。

家出した子ども等を一時保護し、保護者が判明した場合は、保護者等から事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の通知を参照すること。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中（委託一時保護中も含む。以下、I及びIIにおいて同じ。）の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者がない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使するこ

書式変更：フォント：（英）+本文のフォント - 日本語（MS 明朝）、（日）+本文のフォント - 日本語（MS 明朝）

コメント [M8]: 文章としておかしいと思います。

家庭復帰の在り方はもう少し丁寧に書く必要があると思います。

とが不可能な場合が想定される。

ただし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 797 条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第 4 章第 9 節の 3.（4）を参照されたい。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある子どもの場合

（ア）児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第 33 条の 2 第 3 項）。

この規定については、児童福祉施設に入所中の子どもや里親に委託されている子どもについては、施設長や里親が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第 47 条第 2 項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成 23 年改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等と

の関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け
雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
を参照されたい。

ただし、懲戒権に関しては濫用は許されない。

(イ) 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場
合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子ども
の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めると
きは、その親権者等の意に反してもとることができることとされて
いる（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要
があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等
が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、
医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置を
とることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例え
ば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置につ
いて親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為に
かかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置を
とることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる
限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努め
る。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しな
い場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・
身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日
付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
通知）を参考とされたい。

(5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応に
ついては、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点か
ら行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護
した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、
児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親
権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭
裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされて

いる（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 36 年 6 月 30 日付け児発第 158 号厚生事務次官通達））。

また、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条の規定により一時保護が行われている場合において、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされている。

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討すること。

児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第 28 条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第 12 条の 3 の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第 12 条の 2 と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられている

ものである。

同意入所であっても、面会交流によって、保護者からの暴言が予想されるときや、子どもにフラッシュバックの危険があるなど、子どもが心理的に圧迫を受ける危険性がある場合は、面会を制限することが必要である。

面会を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。面会をする場合も子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝え、拒否して親が怒ることを不安に思っている子どもには自分たちが守ることを伝えて信頼してもらう必要がある。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子ども所持物

一時保護した子どもの所持する物は、殺傷性のある刃物等、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある強い物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持する権利がある。できるだけ配慮すること。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもに十分説明して納得してもらうことが必要であり、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいてよい物については、必要な場合は記名させる等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から子どもが自分の物を持つことは基本的に重要であり、心理的に大切な物については子どもが所持できるように配慮する積極的に所持させる。また、子どもに持たせておく必要のないつことを望まない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管

する。

所持物の中に覚せい剤等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第 33 条の 2 の 2 第 1 項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する。（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 4 第 2 項）

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身のまわり品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる。（法第 33 条の 2 の 2 第 2 項）

ウ 所持物の返還

（ア）子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

（イ）返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない。

（法第 33 条の 2 の 2 第 3 項）なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるので、警察と協議の上、返還を決定すること。

なお、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

（ウ）返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない。（法第 33 条の 2 の 2 第 4 項）

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する。（法第 33 条の 2 の 2 第 5 項）

エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ 子どもの所有物は、子どもの身柄とともに移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物で未だ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

オ 子どもの遺留物の処分

（ア）子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない。（法第 33 条の 3）

（イ）処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、すべてこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本指針のほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

（7）その他留意事項

一時保護する少年に対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力されたい。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこととされたい。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

子どもを安定させるためには、家庭的環境等快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもができるだけ自由に活動できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが楽しく落ち着いて生活できるための設備及び活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、ケアワーカー等による個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、子どもが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用すること。

一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）。なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、設備運営基準第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時の調査、指導、入所中の調査、診断、指導等については、他の各部門との十分な連携のもとに行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時

保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活をともにすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明すること。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5（6）を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5（1）を参照する。

3 子どもの観察

担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の行動を観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

4 保護の内容

（1）一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、必要に応じ性別、年齢別に数グループに分けて、することも可能であるが、集団処遇ではなく、子ども一人一人にあった個別処遇が原則であり、起床から就寝に至る間の基本的な日課もその子ども一人一人に合った時間を設定する必要がある。を立て、その上で子どもの状況により具体的運営を行うようにする。

学齢期の子どもは望めば学校に行かせるが、望まない場合は、子ども一人一人に対して、午前中は学齢児に対しては学習指導なども行う。未就学児童に対しては保育を行い、午後には自由遊び、スポーツ等レクリエーションのプログラムを組む提供することが適当であるも有効だが、個別の子どもに合った対応が基本である。夜間は、読書、音楽鑑賞等により楽しむことができるように、静かにできる空間も必要であるま

せることにも配慮する。また、夜尿等特別な指導や治療的関わりを必要とする子どもに対する必要な指導治療的ケア等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

(2) 生活ケア指導

生活ケア指導は過度にならないようにする。虐待を受けてきた子どもはもちろん非行の子どもであっても人間関係につかれていて、生活習慣どころではなく、ずっと寝ていることが必要な子どももいる。それまでの養育で生活習慣が身についていない子どもに無理に生活指導を行うのは逆効果である。掃除、洗面、排せつ、食事、作業、洗濯、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うは個々の子どものニーズに合わせて適切に丁寧にケアを行う。掃除や洗濯はできるだけ職員が行うべきであるが、子どもによっては手伝いを促すこともよい。ただし、手伝いを強制することは避けるべきである。また、個々の子どもの状況に合わせて、具体的な生活指導ケア方針を定め、すべての職員がその方針に即した生活指導ケアを行う。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、慎重な生活指導を行う。

(3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、ランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。レクリエーションは強制的に参加させてはいけない。

(4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの移動がかなり激しいので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、小規模ケアの中で子どものニーズに合ったものとあらかじめ一定期間の予定献立を作成し、楽しい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題もが生じやすいのであるのは当然である。子どもたちの心理に配慮して、個々の子どもの状態に即した食事の提供指導を行う。食事の提供の時間も内容も子どもの意見をよく聞きニーズに合ったものとする。

栄養士、調理員等食事に携わる全ての職員については、食事のケアに関与することになるため、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施することが望ましい。

(5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(6) 教育・学習指導

原籍校に通学させるのは原則である。一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがある。そのような子どものニーズに敏感に、全体のケアの中でどのように学習を取り込めるか、個々の子ども毎に判断する必要がある。

~~このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。~~

~~また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。~~

(7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年については、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、援助の内容を決定することが必要である。また、重大事件に係る少年であっても行動自由の制限は、自由に入りのできない建物内に子どもを置く(閉鎖空間での一時保護)という程度までであり、る。そのような子どもに対しては特に個別対応が必要となる。個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応することが基本である。

コメント [M9]: 突然何でこだけ少年?

コメント [M10]: 個別対応は全員に必要です。

5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員

の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

6 長時間無断外出への対応

一時保護所からの長時間無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねない場合もものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。子どもの外出は職員に告げてから行うように子どもに説明する。

一時保護中（~~一時保護所における一時保護中に限る。~~）の子どもが長時間無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが長時間無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、もとの児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

一時保護中の子どもが長時間無断外出した場合は、その子どもをむやみに叱るのではなく、十分に受け入れ、その行為をした背景を考えてその原因を検証し、管理的にならないような対応策を考える必要がある講じるなど、再発防止に努めるものとする。

一人の子どもに長時間無断外出があったからと言って集団処遇としてルールを厳しくするなどのことは子どもの権利侵害になることを意識すべきである。

7 観察会議等

交代制勤務の場合は、業務の引継ぎについて十分配慮するとともに、各担当者はその担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもから聴取できた子どもの意見、子どもの行動観察結果、そこ

から考えられる子どもの行動の背景、それに基づく個々の子どもの一時保護所内における援助ケア方針について確認するとともに後述する生活内でのアセスメント行動診断を行い、判定会議に提出する。なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活指導事項等についても十分な連携を行う。

IV 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方

子どもの通学等や社会への参加の権利を可能な限り保障するという観点から、開放的環境においても子どもの安全確保が可能な場合については、一時保護所内の開放的環境での一時保護のほか、委託一時保護の活用についても検討すること。特に、子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、できる限り学籍のある校区内における一時保護が可能となるよう、里親家庭や一時保護専用施設など、一時保護の場の地域社会への分散化を進めることが望ましい。

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、家庭養育環境、施設養育環境を選択することが必要である。

施設への一時保護委託においては、長期入所児童と一時保護児童が混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、年度当初に、委託一時保護定員枠を当該施設を所管する自治体との間で協定を結び定員を決めておくことや、一時保護専用施設を整備することにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

委託一時保護中の子どもの心理アセスメントや医師による診察については、児童相談所で行うほか、施設職員等は、~~は~~による保護中の子どもの生活の様子が総合アセスメントには非常に重要であるため、施設職員と協働して総合アセスメントを完成させる。を観察し、児童福祉司に適宜報告を行

う。

なお、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照）を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努めること。

その他、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ・ 現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設等や里親等あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第 28 条第 1 項又は第 33 条の 7 の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

2 委託一時保護の手続等

(1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、医療機関に委託する場合等、特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限度の期間とし、速やかに他の援助等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について子ども自身に説明し、保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除するにあたっては、子どもの意見を十分に聴取し、決定に関しては、十分な時間的余裕をもって子どもに十分説明する。保護者や委託先にも通知する。また場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備えつけ、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。

コメント [M11]: 何を指しているのですか？例を挙げてください。

(2) 保護者等との面会交流

委託一時保護においても、子どもの安全が確保されているのであれば、保護者等との面会交流は子どもの権利保障の観点からも保障されるべきである。ただし、事前に子どもの意見を十分に聴取する必要がある。また、面会の場面で暴言が予想される、面会により子どものフラッシュバックが危惧される場合には、親の面会を制限する必要があるが、その場合も子どもに十分に説明する。

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討すること。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

1 一時保護時の生活における子どもの権利擁護

1) 子どもの自由権の尊重

一時保護はあくまでも子どもの最善の利益のための保護（安全確保）とその下での子どもの養育のためのアセスメントである。現在、一時保護される子どもの多くは養育上の問題を抱えており、虐待を受けた子どもが少なくない。

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

本来は加害者が家から追放され、被害者である子どもが家に残って生活ができるように配慮されるのが筋であるが、制度がそこまで追い付いていないため、加害者やそれを黙認した家族が本来の家で暮らし、子どもが生活環境を変えなければいけないという矛盾が生じているのである。そのような子どもが家庭にいたら与えられるべき自由権を保護の名のもとに侵害されることは本来許されないことである。

一般の家庭でも許さないと考えられる殺傷力のあるナイフの常時所持を規制することは許されても、一般に子どもが使うおもちゃやゲーム、スマートフォンなどを一律に規制することは許されないことである。スマートフォンに関して考えれば、一般の家庭で行われている有害サイトへのアクセス規制や依存している子どもへの就寝時の使用禁止は子どもを守るために行われることであっても、それ以外のルールとしての規制は権利侵害に当たると考えられる。外部との接触が危険と考えられる時には、スタッフが子どもと信頼関係を結んで、一時的に外部との接触を避ける方が子どもにとってよいことを十分に説明して納得してもらう必要がある。

2) 子どもの守られる権利の尊重

虐待を受けた子どもに対しては予防できなかった社会の大人の一員として、非行の子どもに関して、そこに至るまでに介入できなかった社会の大人の一員として、子どもたちに対しての責任を負っていることを意識し、「今度こそあなたを守る」ために子どもと向き合う必要がある。

一時保護の場でこそ、子どもが安全に守られているという感覚を持つ必要がある。スタッフが常に見える場所において、いつでも子どもが話しかけられる状態でなければならない。子どもから子どもへの暴力を防ぐためにも、スタッフの目配りが大切である。

3) 子どもの意見表明権の尊重

一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。もちろん、スタッフとの適切な関わりの中で意見が表明されなければならない。しかし、子どもにとっては言いにくいこともある。誰にも見られずに、自分の意見を入れることのできる箱を用意するなど、子どもの意見をくみ上げる方法をとる必要がある。また、退所していく子ども達に満足度調査を繰り返すなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設の向上を図ることも必要である。

4) 子どもの育つ権利・学習の権利の尊重

子どもの年齢に応じて発達する権利が保障されなければならない。そのた

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 1
字

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 1
字

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 1
字

めには、子どもの原籍校への通学を基本とする必要がある。前述のごとく、本来は家にいることが保障されるべき子ども達である。子どもが否定する場合を除いて、原籍校への通学ができる保証を行わなければならない。

加えて、生活の中でも、年齢に応じたリクリエーションや遊びができる環境が整えられている必要がある。

5) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。そのような子どもが家庭や地域で子どもが虐待されているとしたら、当然、家庭と同様もしくははできる限り家庭的環境に一時保護されなければならないのである。それゆえに保護が躊躇されることはあってはならない。以下はその一例である。そのような子どもに対する権利が守られた一時保護の在り方を予め検討しておく必要がある。

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 1
字

2. 一時保護時のケアの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切に、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化による危機的な状態であり、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても単に抑え込むのではなく、子どもの理解を深めるきっかけにする必要がある。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行うには、分離・喪失体験への反応の理解、トラウマ反応の理解、アタッチメント問題の理解などを必要とすることが多く、その子どもの心身の状態のアセスメントを行っていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを意識しなければならない。

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

(1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

(2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等のもとで生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者の疾病・死亡・行方不明、保護者による虐待、非行など一時保護に至る背景にはさまざまな理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感している状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうかという不安（見通しがもてない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わる事・変わらないのではないのかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対するかかわりで大切なことは、『子どもの不安を軽減し、解消すること、安心すること』ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

(3) 一時保護の理由や目的の理解を促す説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、不適切な養育を受けても、加害者ではなく子どもを家庭から切り離す社会であること、一時保護に至る状況を防げなかった社会の大人として、まず関係者は、子どもへの「謝罪」の気持ちを持つべきである。

書式変更: フォント: 12 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 3 字

書式変更: フォント: 12 pt

書式変更: フォント: 12 pt

その上で、

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護はあなた（子ども）が安全で安心できる場所を提供し、その後の安心・安全な生活を作っていくことが目的であることをわかりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であり、人形や絵を使っての説明が必要になることも多い。子どもによっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、あなた（子ども）が行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

更に、子どもから聞いた話は、原則として職員や担当児童福祉司が共有すること、つまり他者に聞かれないことは予めそのように話してほしいことなどを説明する。

以上のことは、本来、入所時に理解してほしいことではあるが、突然家族から切り離されたり、警察からの身柄付き通告によって一時保護になった子どもは混乱していることが多く、他者の言葉を受け入れられないことも少なくない。解離を伴うこともある。子どもと向き合いながら、子どもの状態を観察し、子どもが混乱していたり、疲れているときなどには、まず小さな空間で安心させることを優先する。一時保護所や専用施設、里親などの一時保護を受ける側の生活運営より、その子どもの心の癒しを優先させることが原則である。

(4) 先の見通しに関する説明を持たせる

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。一時保護の目的を理解してもらうと同時に、所内や家庭内（里親への一時保護の場合）を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活が概ねどの程度の期間となるかも、わかる範囲でできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい原則である。例えば、閉鎖空間の一時保護に関してはその理由と目的を十分に理解してもらい、数日の間であることを告げ、皆で考えて安全のための保護の継続が必要な場合のみ延長されること、その場合は子どもにも説明する。

書式変更: フォント: 12 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: フォント: 12 pt

なお、時間感覚が育っていない幼児には、毎日、今日と明日のこと

を説明する必要がある

(5) 子どもへの心理教育

あなた（子ども）のように大変な人生を送って来た子ども達が一時保護された時に起きがちで、以下のような反応や心理を説明して、それが良く起きることであり、あなたがおかしかったり悪いわけではないこと、そのようなことがあったらスタッフに教えてほしいこと、一緒に考えていきたいことを伝えることが重要である。できれば、発達年齢に応じて幾つかの心理教育用冊子を作っておき、それを見ながらスタッフが説明し、子どもがそれを持っていて必要な時に見返せるようにしておくことが望ましい。加えて、子どもがスタッフや里親に少し信頼を置けるようになったら、不安に対してはリラクゼーションという方法があること、非現実的な感覚を持った時には現実のスタッフと手を握って、一緒に声を出すなどで解決する場合もあることを伝えるようにする。

・一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと。私たち（スタッフ）はそうは思っていないこと。

・非行などの行動の問題がある子どもに関しては、非行や暴力という行動に関しては許されないことである一方、それが起きてしまう心理のプロセスを理解したいことを十分に伝える

・ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまう子どももいること

・自分を傷つけたくなくなってしまう子どももいること

・怖い夢を見てしまう子どももいること

・聞こえるはずがない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうことがあること

・自分がしたと指摘されても覚えていないことがあること

・突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

(6) 子どもへの権利教育

子どもに本来ある権利を子どもにわかる形で説明し、理解を促し、自分の権利を守る方法を伝える。CAP プログラムのように、「安心、自信、自由」という3つの権利の説明も利用できる方法である。子どもの権利に関して、年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておくことも意味がある。子どもたちがその権利を自覚し、権利侵害が起きていたことを表現できるようになればアセスメントとしても重要であるし、子どものエンパワメントに繋がる。

特に、「安心」に関しては、性的安全が守られる権利があることに関しての権利教育も欠かせない。プライベートパーツに関する教育などが必要になる場合

がある。一時保護ではそれまでの養育の問題の全てが明らかになっていないことも多く、ネグレクトとして保護しても性的虐待を受けている可能性もあるため、それらの権利教育は欠かせない。年齢に応じて、絵本などを用いて教育する必要がある。

その上で、権利が侵害されるようなときにNoと言える、もしくはスタッフに相談する勇気を持ってもらうことが大切である。学校でも、一時保護所や専門施設でも委託先里親宅でも子ども同士や場合によってはスタッフや教員により何らかの権利侵害が起きる可能性もある。特に子ども同士で起きる可能性のあることは予め例示し、それを感じたときにはスタッフに相談できるようなエンパワメントが必要である。もちろん、一時保護所や専用施設や委託先里親はもちろんのこと、学校とも連携し、そのような権利侵害は起きないように配慮が必要であるが、同時に、権利教育も必要である。

3 一時保護中のケア

(1) 安全で安心が与えられるケア

一時保護はまず安全で安心できる場でなければならない。まず、ほのぼのとした安心できる感じを受ける環境が整っているかが重要である。殺伐とした環境では暴力が起きるのは当たり前であるし、温かみの少ない環境では子どもが安心できない。例えば、一時保護の混乱や疲れで朝起きられなかった子どもが遅くに起きてきた時、冷たい食事を一人で食べるのか、スタッフが食事を温めて見守って優しく話しかけてあげているのかでは子どもの安心感が大きく異なる。また、安心できる物理的環境も大切である。子どもが自然に集える場所があり、常に大人が見守ってくれていると感じられる環境になることが必要である。一時保護所や専用施設では子ども同士の暴力が起きないように配慮する必要がある。心理教育、権利教育を十分に行うことに加えて、物理的な環境として、大人が見守れる環境であることが求められる。

子どもが安心するためには自分が受け入れられたと感じることが必要である

しかし、大人に対しての不信や怒りを持っているため、それをケアするスタッフや里親に向けることは当然起きることである。ケアをする側は、困難な環境を生き抜いてきた子どもへの尊敬の念を持ち、それがその子が大人に対して持つ当然の感情であることを理解しながら、「あなたを守りたい」という気持ちで向き合い続けることが求められる。

稀ではあるが、中には自分が危険にさらされている感じを受ける場合もある。そのような場合には、その不安を抑え込むのではなく、一時保護所や専用施設であればスタッフのチームで、里親であればフォスタリング事業機関や児童相談所と相談して、早急に対応を考える必要がある。

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 2
字

(2) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。それぞれの背景が全く異なることから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限するなど場合には、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や一時保護専用施設でも委託先里親でも何らかのルールや一定のスケジュールは存在する。~~しかし、~~まず日課を押し付けるのではなく、ともに安心させるような生活を行う中で、子どもの生活感覚がどうなっているのか、その背景に何があるのかを判断して、それに応じたケアをすることが一時保護として重要なアセスメントに繋がり、欠かせないものである。~~ともに生活する中で、子どもの一目の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。~~例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることに困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じるなどが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事をさせつつ、徐々に一緒に食事を摂る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

親から分離された子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になることも考えられるは当然である。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮が考えられるは欠かせない。古いからとか汚いとかではなく、心理的な配慮を優先させる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での利他的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。しはし、その多くは親に受け入れてほしい気持ちの表れである。従って、どのような親でも子どもの前で親の悪口を言うことは現に慎む必要がある。子どもが親の悪口を言うときはその気持ちを受け入れるが、それをたしなめたり、一緒になって悪口を言うことは避

けなければならない。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくないなど子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて常に（日々）家族に関する情報はを提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

閉鎖一時保護で家族との接触を絶たなければならない間は、子どもに十分にその必要性を説明し、どのような状態になったら、家族と接することができるようになるのかに関しても十分な説明をして、納得してもらうことを欠かしてはならない。

家族との面会等に関しては、子どもの安心と安全を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要があることになる。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

(4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子ども達の中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

(5) 子どもの被害の可能性を感情に配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともある。このため、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常以上に配慮したケアを行わなければならない。子どもが再被害と感じることを防ぐためには以下のことを原則とすべきである。①必要以上の大声を出さない、②冗談であっても子どもを非難するような言葉や価値を下げる言葉は発しない、③子どもが好む呼び名以外は使わない、④家族の悪口を言わない、⑤子どもと1対1の場面での身体接触を避ける。ただし、子どもが混乱していて、抑える必要がある時など、どうしても

書式変更: インデント : 最初の行 : 0
mm

身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。それがかなわない時で、個室内での対応が必要な時には、ドアを開けておくことを原則とする。

(6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員等の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

アセスメントに際しては、職員等が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的理解しようとするすることで、子どもの発達段階や特にアタッチメントの問題やトラウマ反応などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。虐待の影響でさまざまな症状が出ている場合には、子どもに安心感・安全感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が第一選択である。児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。しかし、それだけではなかなか安定しない場合には児童精神科へ受診を要する場合がある。

行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験がもととなり、トラウマ関連障害やアタッチメント関連障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難なものも少なくない。こうした子どもに、日課にしたがった行為をさせるよう指導することは不適切（場合によっては保護者の虐待行為の再現となる）であり、一時保護の職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子が家庭内で

「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題や精神病に類似した状態となる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

(7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけでなく、子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

生育歴の聴取を行う場合、子どもからの聴取が適切に行われるためには、聴取を行おうとする職員に対して、子どもが「この人だったら、話しても大丈夫だろう」という信頼感を持っている必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれているんだ」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々に生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。

こうした手法については、司法面接のトレーニングを受けたり、それに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

4 特別な配慮が必要な子どものケア

(1) マイノリティである子どものケア

障害のある子ども、医療的ケアが必要な子ども、文化・習慣の異なる子ども、LGBT など、特別な配慮が必要なマイノリティの子どもに関する権利擁護を考える必要は当然である。その子どもにとって適切なケアがなされ、差別されない状況を作り出さなければならない。特に、一時保護所や専用施設においては見た目や食べるものが異なる子どもを見ると不快になる子どもも少なくないはずである。子ども間で差別が起きないように配慮をする必要がある。

(2) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状やトラウマ反応、他者との適切な距離に関する課題を抱えていることがある。また、解離症状として、聞こえないはずの音が聞こえたり、近くに加害者がいるように感じたり、別のところに存在する自分を感じることもある。また、性化行動の出現も見られることが多い。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにすべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応を適切に行うとともに、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならないを行う必要がある。

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女兒の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。現場検証では平気そうな顔をして対応していた子どもが一時保護の生活の場所に戻ってから著しいトラウマ反応を示したり、自傷に至ることも少なくない。児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることに関して、子どもに対して十分に説明し、必要に応じて、予行演習をすることも考えられる。そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、担当児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

(3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さから、トラウマ反応が著明になるなど、かなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5 特別な状況へのケア

(1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動は制限される必要があり責任があることを伝えつつは毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況をともに考えて、受容し、それをもとにや、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。例えば、他児から「おまえ」と言われて、親から「おまえ」と言われて暴力を受けていた状況を思い出し、頭が真っ白になって、それを言った子どもを殴ってしまうというようなことは一時保護される子どもでは少なからず起きることである。

しかし、多くの子ども達はその自分の心理的メカニズムを理解できていない。プロセスを考えながら、何が突発的行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化から考え、心理教育を重ねながら、共に探っていく必要がある。それが子どものアセスメントとして重要な部分となる。何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

(2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

さまざまな背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

(ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースが圧倒的に多い。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

(イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール

等を教えることも有効である。

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

もし保護所の子どもの中で性的問題行動が起きたら、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。

(ア) 担当児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話しあう。

(イ) 子どもの課題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。

(ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どもが多いことから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所担当職員や一時保護所心理士、担当児童福祉司、担当児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、悪夢、フラッシュバックなどのPTSD症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状が見られれば、担当職員や児童心理司、医師などに早めに報告する。

性被害を受けた子どもの中には警察による事情聴取、検察官との面接など司法との面接が入ってくることもあり、そのたびに不安定になることもある。担当児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) 自傷

自傷がある子どもの場合、現在の一時保護の場でケアが可能かどうかを判断する。自殺企図が強い場合や医療的処置が必要なほどに深い自傷をする場合は医療機関への一時保護委託を考える。

書式変更： フォント： 太字（なし）

軽い自傷の場合は、まずその背景を理解する必要がある。一時保護される子どもは虐待を受けていることが多く、虐待を受けた子どもは自己価値観の低下があったり、生きている意味がわからず、自傷行為をする子どももまれではない。また、解離症状の一部であったり、自傷行為をすることで、自分の言いたいことをわかってほしい、自分が本気であるとわかってほしいとの思いで行う子どももいる。

それへの対処としては、あなたが大切な存在であることを伝え続け、自分を傷つけてほしくないことを伝える。そして、子どもへの心理教育を通じて、その背景を探り、一緒に自傷のきっかけとなる事象を考え、それがあった時や自傷をしたくなかった時はスタッフに告げ、寄り添ってもらって自傷を防ぐよう、ケアを充実させる必要がある。

(4) 長時間無断外出

ア 長時間無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員等は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員等は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動など罰を科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげる

書式変更：インデント：最初の行：1
字

ような支援を展開することが重要である。

6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。一時保護の解除に関しても見通しがたっていないなければならない。一時保護中、常に家族状態やアセスメントの状況とそれに基づいた見通しが常に子どもに伝わっていないなければならないが、特に解除に関しては急に決めるのではなく、子どもにとって生活が変わる時期が予測できるように、少なくとも数日前には告げられていなければならない。

それからの数日間は子どもの今後にとって非常に重要な数日間となる。何故なら、一時保護で新たに構築した人間関係を失うことは、最初に抱いた不安、怒りなどの再現にもなるからである。その子どもとの出会いが自分にとって大切なものであったこと、子どもを大切に思っていることを告げて、一時保護での生活を振り返り、お別れの儀式を行う等が求められる。また、一時保護所や専用施設のスタッフや委託里親と子どもが互いにカードを交換するなど、一時保護で守られた体験を思い出させる品を持たせて別れることも意味がある。

~~子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員等が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。~~

(1) 家庭復帰ケースの場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族やその地域のアセスメントを行う。一時保護所や専用施設スタッフや委託先里親も一時保護に関するチームの一員であることを自覚し、子どものアセスメントはもちろん、家族や親のアセスメント状況を共有しておく必要がある。それが子どもに接するうえで重要だからである。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果、保護者への支援効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の

援助支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を援助していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援していくことをわかりやすく伝える必要がある。また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育園や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは 189 の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

(2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は入所、委託予定先の職員が訪問したり、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもとともに見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。**その際、一時保護所や専用施設のスタッフや委託先里親は子どもに寄り添い、子どもの代弁者として機能することが求められる**

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしているよ。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしているよ。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流

を深めていくことが大切である。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能で必要があれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携協働できる関係づくりを進めていくことが必要である。

(3) 情報などの引継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報（歴史、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧にわかりやすく引き継ぐことが必要である。

笹川構成員提出資料

平成 29 年 10 月 27 日に堺市で開催された近畿児童相談所長会において、「新しい社会的養育ビジョン 3. 一時保護の在り方」「一時保護ガイドライン骨子（案）（第 8 回 WG 資料 5）」を改めて紹介し、11 月 9 日までに近畿各所長に対して一時保護ガイドラインへの意見等を求めた。下記はそれらの意見や疑問を「一時保護ガイドライン項目（案）」に沿うよう分類しまとめたものであり、第 9 回ワーキンググループに構成員意見として提出する。

記

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

- ・子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益を最優先する必要なケアを提供するためには、一時保護所の小規模化や人的体制の充実が課題である。
- ・全国どこでもケアの質が確保されるためには専門性の一層の向上が求められ、一時保護所職員に対する質の高い研修を国で実施していただきたい。
- ・入所児が固定し生活リズムが安定している児童養護施設とはまったく別の、一時保護所独自の設備運営基準の策定を一時保護ガイドライン策定と同時にお願いしたい。
- ・一時保護が必要な子どもについては、「年齢や保護された背景が様々」であることから、「共通事項」と「種別等に応じた個々の事項」という項目立てのガイドラインの構成にしていきたい。
- ・虐待ケース、養護ケース、非行ケース、育成ケース等、子どもの抱えている課題・おかれている個別状況のそれぞれに応じた一時保護の目的・在り方の検討を行うこと。
- ・虐待等によって安全安心が脅かされ権利保障されていない状態からの緊急一時保護は、生活基盤が整えられることで「生きる権利」「守られる権利」が保障される。その一時保護による精神的な危機的状況になるが、それよりも一時保護以前の「育つ権利」が阻害されている養育環境の問題が重篤かつ深刻である。「育つ権利」「参加する権利」を保障するための“代替養育”“社会的養育”への適応を見立てるためのアセスメント一時保護は重要である。

2 一時保護の在り方

(2) 一時保護の機能

～開放的環境と閉鎖的環境～

- ・閉鎖的環境は子どもの行動の自由を制限する反面、家庭や地域から分離し安心感を回復させるための“守り・砦”の役割もある。
- ・ハード・ソフト両面の整備充実によって、「居心地が良い」生活を提供できれば、閉鎖的環境による権利制限よりも権利擁護の支援が上回ることができる。
- ・一時保護の納得が難しい子どもや、家から離れたたいが離れたくないと葛藤している子ども安全確保のために、閉鎖的環境が必要である。

～個室・個別対応と集団対応～

- ・子どもの年齢や状態像に合わせて、また子ども同士のグループダイナミックスの視点も含めて個室対応か集団対応か考える必要がある。
- ・食事、学習なども含めて終日の個室対応なのか、集団での行動観察やグループワークの効果をどのように評価しているのか。

～治療的ケア～

- ・治療的ケアは具体的にどのようなことを指しているのか、明示して欲しい。

- ・ 逆境的環境にあった子どもは、一時保護初期段階での治療的ケアの優先はこれまで経験したことがないため混乱を起こし、行動化につながる可能性が高くなる。
- ・ 治療的ケアのためには一時保護所心理職の配置基準が必要である。
- ・ 里親へ委託した場合の治療的ケアの実施はどのようにするのか。
- ・ 委託された里親が治療的ケアをおこなうことは負担増であり、また治療的視点をもった必要数の里親育成は、養子縁組希望里親が多い現状では困難である。
- ・ 治療的ケアとルールの維持は両立が難しい課題である。

～緊急一時保護・アセスメント保護と期間～

- ・ 虐待ケースについては緊急保護の期間が数日では、児童の安全確認のための調査や安全確保は困難であり、また延長のための手続等の対応は現状の人員体制では難しい。
- ・ 虐待等による緊急保護の場合は、保護者への期間提示は例外としたい。
- ・ 緊急保護が数日で解消できるのは、児童相談所運営指針第5章第1節1（1）アの「棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」に限定される。
- ・ アセスメント一時保護の場合は家庭同様の養育環境で養育されるべきとされているが、その実現のためには量と質の格段の充実、及びそのための財政的支援が不可欠である。
- ・ 一時保護を委託された里親や施設がアセスメントを担うことは困難であり、児童相談所職員が出向くことになる。そのための人員体制の確保と専門性を担保できる人材育成へ向けての具体的な方法論についても言及して欲しい。
- ・ 全国レベルの一時保護共通アセスメントシートの作成が必要。
- ・ 心理的虐待や性的虐待の場合には家庭や地域から完全に切り離され、2～3週間してから安心して語り出す子どもが多い。
- ・ 深刻な体験や繰り返しされた体験を打ち明ける関係構築には、週に数回程度の面接を1～2か月かけて繰り返しおこなう場合もあり、数日間では難しい。
- ・ 触法等で警察から身柄付通告や送致された児童の保護は、アセスメントに数週間を要する。
- ・ 自傷他害、家出、非行などの地域との関係が不調なケースは、家庭や地域から分離して安心感を回復させ、アセスメントを行う必要がある。
- ・ 親子関係のこじれから問題行動を繰り返して保護されたケースは、予め定められた期間内で関係調整を行うことは難しい。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始の手続

- ・ 次の文章を記載したい。「子どもが一時保護を拒否し、不安を抱く場合も少なくないが、その際は子どもに対し、児童相談所の考え方を分かりやすく説明し、家を離れて生活することの必要性を子どもが理解できるよう説明し、納得してもらうよう務めること」

(2) 一時保護の継続の手続

- ・ 子どもの行動制限や親権制限の観点から2か月超えの司法審査は必要であるが、シェルター機能が優先されている現状において、その司法対応は人員的に困難である。
- ・ 家庭裁判所への申し立てについては、一時保護の理由の疎明資料は不要とし、期間延長が必要であることの疎明資料のみとされたい。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、変換等

- ・ 子どもの所持物には安心感をもたらす物がある反面、過酷な経験を思い出させる物もあり、子ども個々に応じて慎重にする必要がある。しかし、個々の対応となると不公平感や不満などが生じて子ども同士のトラブルになる。
- ・ 対人境界が曖昧な環境で育った子どもは私物の自己管理が難しい。

- ・児童自身に所持させる物とそうでない物の線引きするのは難しく、保護者が買い与えた物の破損や紛失のおそれがあるため、保護者とのトラブルが起きている。
- ・私物所持を制限することで子ども同士のトラブル、保護者とのトラブルを避ける側面がある。
- ・一時保護生活空間の整備を前提に、私物管理が可能な体制を検討すべきである。
- ・スマホ等は一時保護場所の秘匿性を踏まえると所持は不適切。

Ⅲ 一時保護所の運営

4 保護の内容

(6) 教育・学習指導

- ・原籍校通学は一時保護所秘匿と相反し、通学時に親からの連れ去りなど、子どもの安全確保が厳しい。
- ・連れ戻しのために保護者が学校に押しかけた場合、これまでのように「何かあれば警察に連絡して」だけの対応ではいけないのではないか。
- ・通学可能な範囲に一時保護委託先があり、子どもも希望する場合には通学の対応は必要であり、通学中の事故責任の整理など、学校、教育委員会の理解協力が必要。
- ・原籍校に通うことが可能な子どもとは具体的にどのような場合なのか、ガイドラインの性質上具体例を明記して欲しい。
- ・アセスメントが一定終わっている場合や 28 条の承認待ちの場合には、里親や施設に委託しており、そこから最寄りの学校等の理解協力を得て通学している実態もある。
- ・原籍校への通学は、同級生との関係において保護の経緯や事実をどのように扱うのかの問題が生じる。
- ・障害児入所施設へ委託する場合、一時的な在籍のため転校が認められず通学保障ができない。
- ・通学によらない学習権保障のために、学習指導員の配置だけではなく教育委員会や学校からの教員派遣や、ICT 教育の導入を検討すべきではないか。
- ・一時保護の継続が必要な子どもであっても、登下校の際に自ら帰宅する場合がある。
- ・非行ケースの場合、原籍校への通学が自らの非行行為の振り返りの妨げになる。
- ・非行の場合、委託先からの通学時に無断外出する危険性が高い。
- ・原籍校区内の里親委託の場合、実親との接点があるかもしれず望ましくない。
- ・施設への委託の場合、原籍校への通学の送迎距離・時間等のため施設の人員等の負担が大きい。
- ・子どもが低学年で離れた学校に通学する場合には付き添いが必要であり、その交通費などの経済的裏付けも必要である。
- ・学力不振等の子どもに対応できる一時保護所の個々の状況に応じた学習指導体制の整えることも望ましい。

Ⅳ 委託一時保護

- ・現状の一時保護所は閉鎖的環境であり、通学できないなどの教育権の保障や社会参加の権利の観点から問題はある。しかし、一時保護所の保育士や児童指導員などの職員が子どもと起居を共にし受容共感的に接して信頼関係を築いており、そのことで子どもは事実を語り心情を吐露する。また日課を通じて自己肯定感や自己効力感を取り戻している。そして他職種参加し合議する観察会議によってバイアスのかからない行動診断を行っている。このような取り組みを実践している一時保護所の一時保護を否定的に捉えるのではなく、一時保護所の小規模化と人的体制の充実こそが重要である。
- ・児童虐待による緊急一時保護が殆どであることを踏まえれば、学習や社会参加の観点から「一時保護の場の地域社会への分散化を進める」ことをすべての子どもに適用するのではなく、現状では限定的に考えるべきではないか。

- ・一時保護処分に対する取り消し訴訟等が増える中、里親委託中の事故や委託に際してのリスクなどに対する制度が必要。
- ・保護者の入院等の単純な養護相談ケースや 28 条申立の援助方針が決まっている、若しくは申立したケースは里親や施設に委託している実態もある。
- ・委託された里親による行動観察やアセスメントは、その客観性という点で問題があるのではないか。
- ・一時保護委託された子どもの試し行動のために、委託里親が疲弊し委託保護の継続が困難になることも予想される。
- ・里親委託措置されている子どもが居る場合、家庭的な環境ゆえ、一時保護委託された子どもがその子どもたちからの影響や、動揺する可能性も考えなければならない。
- ・長期に入所している施設措置児と一時保護委託児が混在することによる児童間の影響と、それへの配慮・指導を記載する必要がある。
- ・アセスメントのために委託先へ担当職員が出向いたり、委託先から児童相談所へ移送することで却って、一時保護期間が長くなる。
- ・乳幼児の緊急一時保護委託の場合、アレルギーや感染症などの情報がなかったり非常に乏しいこともある。看護師が配置されている乳児院でもそれらへの対応に非常に苦慮している状況があり、里親への一時保護委託の場合は尚更である。
- ・一時保護の委託を受ける里親には、アレルギーや事故防止などへの対応についての知識とスキルが求められるが、現状の研修ではカバーしきれていない。
- ・児童自立支援施設や心理治療施設への一時保護委託は断られるなど困難な現状がある。
- ・一時保護専用施設は、運営主体や職員配置などは具体的にどのようなものを想定しているのか。
- ・すべての施設に一時保護専用の居室やスペースをすべての施設に必須とすべきである。
- ・児童養護施設のショートステイ施設（機能）と一時保護委託施設（機能）の整理が必要。

V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

1 一時保護時のケアの原則

- ・常時、子ども 2 人に対して 1 人の保育士等が配置できるような基準の見直しと財源措置が必要。

4 特別な配慮が必要な子どものケア

- ・施設入所や里親委託の措置が不調による一時保護の解説やケアについての記載も必要。

6 一時保護解除時のケア

(1) 家庭復帰ケースの場合

- ・「試験的帰宅」は一時保護に停止という考え方を導入することか。その間の責任はどうなるのか。

その他

- ・児童相談所の一時保護の充実とともに、市町村が実施するショートステイの一層の体制整備と利用促進への方策。

平成 29 年 11 月 6 日

一時保護に関する意見

大阪府岸和田子ども家庭センター

江 口 晋

○一時保護の目的性格

- ・短期入所指導 その内容の例示が必要（心理教育治療、施設不適應児や非行児の指導）

○一時保護の期間

- ・大阪府の場合、年間 2000 件一時保護している現状であり、1200～1300 件が虐待での保護である。かつ閉庁時間帯（夜間・休日）の緊急保護が増大している現状である。
⇒計画的な保護が可能なケースの方が少ないと考えられる。
かつ緊急保護から連続した初期のアセスメントは、事前にアセスメント終わっている（子どもの状態像が把握されている児童）ケースを除き必須である。
- ・保護者に期間を提示することについては、職権保護のケースは例外としてほしい

○学習権の保障等

（シェルター型の一時的保護児童の場合）

- ・教育権の保障の観点から、一時保護所内での公教育の導入についても検討されたい。
- ・原籍校への通学については、保護の経過が、同級生に説明できる内容なのか？職権保護の場合は、保護者による取戻しの危険に対応できるのか？などを十分踏まえると困難と考える。

（アセスメントが一定終わっている児童の場合）

- ・市町村の在宅支援の充実拡大で対応すべき（ショートステイ等の拡大など）、強行性のある行政処分である一時保護とすみ分けるべき。
- ・大阪府ではできるだけ里親への委託一時保護をしている。（昨年度 100 件超、今年度は増加見込み）1 校区 1 里親を目標に施策を進め実現できれば、ショートステイとの連続性も確保しながら展開可能。里親支援機関にショートステイの調整機能も付加できないか。
- ・通学可能な範囲に一時保護委託先があり、そこから通学等を子どもも希望するなど丁寧な対応は大切が必要と考える。学校、教委の理解協力は必須。（通学中等の事故の責任なども整理要）

○一時保護の強行性

- ・2 か月越えの司法審査が、まさに導入されるわけであるが、大阪府では年間 60 件程度予想されている。

親権制限、子どもの行動制限の観点からも2か月超える際には対応が必要であるとの認識である。(司法審査対応の業務量に人員が対応できるか不安)しかし数日超えた時点で、シェルター機能が現状優先した一時保護所の実態の中、現状では司法審査の導入は困難であると考える。

○一時保護の継続の手続き

- ・家庭裁判所への申し立てに当たっては、一時保護したことそのものを疎明する資料については不要とし、調査またはアセスメントにはさらに期間が必要であることを疎明する資料のみとされたい。

○一時保護児童の所持物の保管等

- ・一時保護児童の分類に合わせたハード・ソフトの整備が必要。
- ・開放処遇が可能な児童については、ユニット型の一時保護空間の整備などを前提に私物管理が可能な体制は検討すべき。

○一時保護所の運営

- ・試験的帰宅など柔軟な運営を可能にするためにも、一時保護の停止制度などの創設を検討されたい(監護責任の明確化)。

○委託一時保護

- ・一時保護処分に対する取り消し訴訟等が増える中、里親等への一時保護委託した際のリスクについて対応できる制度設計が必要。
- ・一時保護専任の里親については、里親については家庭養育の特性を生かした行動観察の指標を設けるなどの工夫をするとともに、養育里親が経験を積み多機能(一時保護委託も受けられる)になることで、一時保護専任里親をあえて設ける必要性は低い。

○一時保護される児童の分類

虐待で職権保護される場合(大阪府では年間約900件) → シェルター機能が優先する
保護先、所在地は秘匿が必要

浮浪、迷子、置き去りなど ⇒ 初期アセスメントが必須、健康状態の把握(診断)、心理アセスメント、感染症などのチェック等。

乳児 ⇒ 虐待での保護の場合は、施設名秘匿の必要性があり、施設(乳児院)に負担をかけている。また医療型の乳児院でのアセスメントが必要な乳児への適切な対応が必要でありニーズも高い。

非行 ⇒ 少年法改正に伴う、重大事件の対応についての国通知からも、家庭裁判所送致の必要性のアセスメントは児童相談所長等に課せられており、自由に建物

を出入りできる空間とするのは困難。多くの場合警察からの身柄付児童通告を受けての保護であり、いわゆる警察官からの少年法第6条の6第1項1・2号送致を受けての児童についてはもちろん、触法事件等で保護した児童についても、数週間の連続したアセスメントが必要である。

その他養護 ⇒保護者同意による一時保護であっても、健康状態や感染症の有無、子どもの状態が十分把握できていない（閉じこもりケースなど）場合等は、里親、児童養護施設等に委託するまでに、初期アセスメントが必須である。

○個別化されたケア

- ・一時保護所での治療教育的なケアは必要、心理職の配置基準が必要である。
- ・大阪府では個室対応、集団対応とに分けている。基本的には個別的なケアは必要であるが、子どもの年齢・状態像などに合わせて、個室対応するのはアセスメントが必要である。
- ・子ども同士のグループダイナミックの視点も重要であるとする。

【参 考】

11月1日現在、一時保護中の児童のうち、原籍校等へ通学が可能と判断される児童の数（大阪府子ども家庭センター一時保護所で保護中の児童の分析）

11月1日 午前9時現在入所児童（幼児除く） 62名（小学生30名 中学生23名 高校生9名）

学年	入所児童	通学可能児童数
小学生	30	7
中学生	23	1
高校生	9	0
計	62	8

鈴木構成員提出資料

◎一時保護ガイドライン（素案）に関する所感

Ⅱ 一時保護の目的と性格

2 一時保護の在り方

(2) 一時保護の機能

- ・「開放的環境」「閉鎖的環境」に加え、ガイドライン案に記載されている開放的な処遇や制限的処遇に関する記載をまとめて定義づけをしても良いのでは？と思います。保護の状態を類型化することは、これから行おうとする保護が、どのような環境や処遇を必要としているのかについて理解することに役立つと思います。
- ・現在の、一時保護所の多くは、安全を確保するため設置箇所を秘匿（積極的に公開しない）している場合が多く、よって外部との交流は不可だが施設内での行動制限は基本的には行わず処遇されている、という閉鎖的環境における開放的処遇だと思いません。そういった現状を踏まえて「開放的環境」「閉鎖的環境」に例えば「開放的処遇」「制限的処遇」を加えて、それぞれの「環境・処遇」類型においても子どもの権利を保障する必要性があることへつなげた方が良いのでは？と思います。
- ・また、子どもの権利制限の項中で書かれているような、外出や通信・面会や行動自由の制限等について、児童相談所や一時保護所職員等がどのような事情により、何を制限するのかについて、研修などを実施し、一時保護における判断の共通化を図っていく必要があると思います。
- ・レスパイトが可能な点についてももう少しポジティブに記載してはどうか？と思います。

Ⅲ 一時保護所の運営

4 保護の内容

(6) 教育・学習指導

- ・教育権（学習権）の保障については、これまでも、保護を行う上で児童相談所としても留意していることと思います。しかしながら、一時保護所所在地との関係から必ずしも原籍校への通学が実現出来ない場合があります。また一時保護を行った背景によっては、原籍校への通学継続が適当でない事例もあると思われます。原籍校への通学継続は、学習権保障の1つの有効な方法ですが、一方で、一時保護所で子どもの学習権を保障するためにどのような方法が考えられるか検討することも必要かと思えます。
- ・例として、原籍校の教員が一時保護所に赴いたり、一時保護所が所在する市町の教育委員会と連携し教員派遣や近隣学校への通学、委託による教育分野の民間事業所からの講師派遣、教材提供などが考えられると思います。

IV 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方

- ・実際の一時保護では、保護に至る状況や発生時間、場所等により、一時保護先の選択が可能な場合がありますが、多くの場合、第一選択は、一時保護所ではないか？と思います。それは、安心安全を提供し、保護者等と分離し、児童の身体状況や心理的状态の把握、一時保護期間中の行動観察、アセスメント等を構造的に行うことができる、という一時保護所自体が持つ機能を活用できるという理由もあると思いますが、それと同時に、一時保護時の「安全性の確保」が理由としてあげられるのではないかと思います。児童相談所長が保護を実施するにあたり、被保護児童の安全確保は重要であり、それに見合う「安全性」を確保するためには、まず公的な施設において保護をするということが必要であるとも考えられます。（安全性の確保とは、環境的な安全性という意味のほか、児童の行動を確認し、その児童がいずれの環境であっても安全・安定した行動をとることが出来る、またそのことを確認する、という意味があります。）
- ・その意味では、委託による一時保護の実施は被保護児童の状態に即したものであって、そのアセスメント（評価）をもとに、引き続き一時保護が必要であり、可能であれば開放的環境による委託一時保護を選択する、という手順であっても良いのではないかと思います。
- ・委託一時保護など、養育の単位が小さくなるほど、児童の問題が顕在化しやすく、また保護された児童の権利侵害が発見されにくくなるのではないと思いますし、その点の注意をする記述の必要があるのではないかと思います。

平成29年11月9日

静岡県 こども家庭課 鈴木 淳

藤林構成員提出資料

一時保護ガイドライン(素案)に対する意見

藤林武史

1 一時保護の目的を明確にすること

- ・ 従来、児童福祉法上明確に目的が規定されておらず、結果的に様々な子どもが入所していた。その中には、子ども本人の同意がなく保護されていた子どもが少なくなく、そのために、その必要のない子どもまで含めて、管理的閉鎖的な対応になっていた。
- ・ その反省を踏まえて、児童福祉法上、一時保護の目的は、①児童の安全の迅速な確保又は②児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためと規定されており、今後、司法審査が行われる上においても、その目的に適ったものかどうか判断材料にされることを考慮しても、一時保護の目的を徒らに拡大すべきではない。
- ・ 素案(4P)にあるような、短期入所指導や、保護者の一時的な休息や里親のレスパイトケアは、法律上の目的に含まれていない。そこで、本来は、それぞれ別の施設で第一義的に行われるべきであることを明記する。
- ・ 素案(2P、10P)においては、「子どもを放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合」と記載があるが、これは一時保護の目的を拡大解釈されるおそれがあり、「子どもの福祉を害する」ではなく、法文どおり「子どもの安全確保が必要と認められる場合」とすべき。

2 緊急保護の目的と在り方を明確にすること

- ・ 上記1の理由から、安全確保を目的とする緊急保護は、いたずらに対象を拡大せず、「棄児や迷子、家出などにより、適当な保護者がいない場合、また、虐待等の場合など」児童の安全を迅速に確保する場合に限定すべきである。
- ・ 素案(4P)には、「子どもの行動が他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合」、「一定の重大事件に係る触法少年につき警察から通告又は送致された子どもを保護する場合」が挙げられている。本来、これら非行少年に対して行われる一時保護の目的はアセスメント保護であり、緊急保護の項目に含めるべきではない。非行少年であったとしても、子どもの安全の確保が必要かどうかで緊急保護の必要性を判断すべきである。
- ・ 一時保護の強行性は安全確保が前提となっており、素案(P5)においても、アセスメント保護においても閉鎖的環境が必要な場合は、「子どもの安全確保のために」と記載されている。故に、安全確保の必要のない非行少年を、アセスメント目的で閉鎖的

環境で保護すべきではない。仮に、触法少年等で、行動の自由制限の必要があるときは、現行制度を基にするならば速やかに家庭裁判所に送致して観護措置を採るか、あるいは、法27条の3に基づく強制的措置を家庭裁判所に求めなければならない。この際には、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」(昭和25年7月31日付け児発第505号厚生省児童家庭局長通知)の改正が必要となる。

- ・ 素案(23P)において、特別な配慮が必要な事項の項について。当該触法少年の一時保護はアセスメント保護であることが基本であり、開放的施設において一時保護すべきことを明記すべきであり、行動自由の制限を行うに際しては、子どもの安全確保という目的があるかどうかを慎重に検討することを明記すべきである。
- ・ なお、非行少年に対して、懲罰目的や、他者の安全の確保を理由として一時保護を行うことは許されない。このことは、「一定の重大事件に係る触法少年につき警察から通告又は送致された子ども」についても同様であり、ガイドライン上に明記する。
- ・ また、子どもが自己の生命、身体に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合、子どもの安全確保のためには、第一義的には、精神保健福祉法に規定する医療保護入院等が検討されるべきである。また、精神科治療が必要であるにもかかわらず、保護者等の同意が得られない場合には、精神科医療機関への一時保護委託を行う旨記載すべきである。なお、一時保護委託による入院と精神保健福祉法との関連について、この際、ガイドライン上、明確にされたい(保護者の同意なく一時保護委託による精神科医療機関への入院は、医療保護入院とイコールであり閉鎖病棟への入院も可能かどうか)。

3 閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合の在り方と手続き保障の明記

- ・ 素案(5P)には、閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合、その期間について、例えば1週間など、明確にするべきである。
- ・ また、この決定をなしたときは、子どもに対して、この決定に対する不服申立て方法として後述する権利擁護の仕組みがあることを情報提供することを明記する。

4 権利擁護の仕組みの具体化

- ・ 素案(6P)には、権利保障の仕組みとしてアンケートや第三者機関による視察や意見聴取が記載されているが、子どもが一時保護の継続や、閉鎖的環境における行動制限、面会交流制限などに対する不服請求の具体的な方法を明記する。あわせて不服申立ての具体的な方法を子どもに教示することも記載する。
- ・ 素案(3P)には、「行政不服審査法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人とし

て行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない」と記載されているものの、具体的な方法については記載がない。

- ・ 素案(6P)の権利擁護の具体的な仕組みとしては、たとえば、子どもの意向が児童相談所の措置と一致しないときに行われる都道府県児童福祉審議会の意見聴取を活用する(現行の児童福祉法施行令の改正が必要)。また、行政不服審査法上の申し立ては子ども本人では事実上困難なため、弁護士に相談ができること、そして、その具体的な方法や手段について情報提供を行うべきである。
- ・ 素案(7P)の権利制限を行う場合も、子どもや保護者に説明すべきとされているが、上述の理由で、不服申し立ての仕組みの教示についても加えるべきである。

5 警察からの調査・捜査について

- ・ 素案(20P)の一時保護中の子どもに対する警察の事情聴取に関して、少年法6条の4第2項において、「前項(警察官は調査として子どもや保護者に質問することができることとされている)の質問に当たっては強制にわたることがあってはならない」とされていることについても触れるべきである。児童相談所が警察に協力する際も、触法調査が強制処分(対象者の意思に反しても強制できる手続き)ではないことを明記するべきである。さらに、弁護士付添人の選任権があることを子どもや保護者等にその旨情報提供することを明記すべきである。
- ・ 素案(32P)4の項で挙げられたような子どもに関しては、犯罪被害者として、被害者支援を行う弁護士への相談ができる旨、情報提供することを明記すべきである。なお、4の(2)の項で、捜査機関の事情聴取に対して、「予行演習をすることも考えられる」としているが、予断を抱かせたり、誘導ととられたりしかねず、少なからず、刑事裁判に影響を与えることが考えられるため、削除すべきである。
- ・ 刑事事件として捜査が行われる際に、保護者から分離されている一時保護中の子どもに対しては、被害者支援の観点から十分に配慮されるべきであり、警察庁、最高検察庁をとおして全国の警察官・検察官に指導するよう申し入れすべきであり、すでにそれがなされているのであれば、その旨を記述すべきである。

6 面会通信制限について

- ・ 素案(16P)の面会通信制限については、児童虐待防止法上の面会通信制限は児童虐待があったことが前提となっており、調査のために保護しているときや虐待とはいえないものの面会が相当ではないときには、その根拠として「指導」でもって面会通信の制限を行うことについて触れ、「指導」に基づいて面会通信制限を行うことには根

拠があると明記すべきである。

- ・ 同ページの記述は、全体として、保護者が子どもに面会することを想定しているが、子どもが親に面会交流する権利が保障されている(子ども権利条約 9 条 1 項)ことに配慮して、子どもが親に面会を希望したときには、子どもの心身の状況を考慮しつつ、面会交流をさせるべきことを記述すべきである。特に、非行少年などその意思に反して一時保護された子どもについては、親や弁護士等適当な者との面会ができるようにすべきことを記述すべきである。その上で、父母との面会交流制限を子どもに対して行う場合には、素案(7P)にあるように、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行う。

7 その他

- ・ 素案(11P)では、一時保護の開始を決定したときには、保護者に文書で通知すべきことが記述されている。しかし、緊急保護においては子どもの安全を確保するための保護が先行することが多い。そこで、保護者の同意を得て一時保護を行うような場合の手続きのみならず、保護者の同意を得ないで行う一時保護の手続きの流れについても記述すべきである。特に、虐待事案では、保護者に知らせる前に子どもを一時保護して、その後に保護者に通知することで問題のないことを明記すべきである。
- ・ 素案(14P)の児童相談所長の監護措置の項で、懲戒もできることが記述されているが、くれぐれも懲戒を理由として、懲罰的指導(たとえば、罰として個室に入室させる、外出行事に参加させない、運動場を走らせる)が許されないことを記述すべきである。

山田構成員提出資料

一時保護ガイドライン項目に対する 山田 不二子のコメント

(ガイドラインの目的)

I 一時保護の目的と性格

4. 一時保護の手続き

注) 一時保護の強行性、子どもの所持物、権利擁護等について記載

- ① 10月17日に示されたたたき台には、子どもが一時保護に同意しなかったときの対応については記載されているが、子どもは一時保護を希望しているのに、保護者が同意しないときのこと記載されていない。相模原市児童相談所の事件（子ども本人は児童養護施設への入所を希望したのに、保護者（実母と継父）が同意しなかったため、児童相談所が措置を採らなかったら、被害児が自死を選び、約1年後死亡した事件）を繰り返さないためにも、子どもは一時保護を希望しているのに、保護者が同意しない場合の指針も記載してほしい。

某児童福祉司から「ティーンエイジャーはホテル代わりに一時保護所を使って困る」と聞いたことがある。「その子が性虐待被害児である可能性はないのですか？」と尋ねると、「その子からそんな話は出ていないから性虐待はない」という答えであった。性虐待は、意図的に開示するのは1/4しかなく、3/4は偶然発覚すると言われている。「性虐待があったに違いない」とか、「性虐待なんてあるわけない」などといった先入観を排除しつつ、何らかの人権侵害があったという疑いを持って聴き取りをしなければ、性虐待を発見することなどできない。

子どもが一時保護を希望する背景には重大な原因が潜んでいることは少なくない。児童福祉司たる者、RIFCR™研修の受講を必修化して、子どもが語りづらい人権侵害を聴き取り、アセスメントする技術を身につけて、「ホテル代わりに一時保護所を使う」などという浅い見立てで重大な被害を見逃すことのないようにしていただきたい。

- ② 子どもの安全を守るために、子どもを緊急保護する必要がある場合、たとえば、当該子どもが身体的虐待を受けて、外傷を負っているとしたら、非加害親がその子どもを守らなかった、もしくは、守れなかったという事情があると推定されるので、子どもを家庭から引き離す形での一時保護が選択されるべきことが多いであろう。

しかし、たとえば、性虐待の場合、非加害親は子どもが性虐待を受けていることをまったく知らなかったという事例が少なくなく、そのような非加害親の中には「もっと早く知っていれば、もっと早く助けてあげられたのに」と悔やむ人が相当数いる。そのような事例では、子どもを家庭から引き離すのではなく、加害親を家庭から出してもらってケースワークを考えるべきではないか。

昨年、田崎 みどり構成員たちと米国オレゴン州ポートランドを視察したとき、「性虐待で、加害者の逮捕要件がまだ整わないとき、どうやって、加害者を家から出しているのですか？」とヒアリングしたところ、「CPS(Child Protective Services:日本でいつところの児童相談所)が少年裁判所(Juvenile Court)から一時保護の権限と法的監護権(Legal Custody)を与えられたら、CPSは非加害親に対して『お母さんはお父さん(性虐待加害者)を家から出しますか？加害者を家から出すのなら、CPSは身上監護権(Physical Custody)をあなたにゆだね、一時保護はしません。しかし、あなたが加害者を家から出さないのであれば、CPSはお子さんを保護せざるを得ません』と、非加害親に突きつける。すると、すべてではないが、かなりの非加害親が加害者を家から出して、子どもを守る行動を採ってくれる」とのことだった。そろそろ、日本もそのような対応を始めるべきではないか？

性虐待の場合、非加害親が子どもを守るかどうか、子どもの予後や撤回の防止に有益とされており、性虐待のことを知らなかっただけで、発覚後は子どもを守ろうとする非加害親から子どもを引き離すことは子どもに不適切である。

にもかかわらず、日本では、非加害親から相談があつて認知した性虐待ですら、「調査保護」の名目の元、協力的だった非加害親に内緒で、幼稚園や保育所、学校等から子どもを一時保護してきてしまう。その結果、子どもは大切な非加害親から引き離されて不安に陥り、非加害親は児童相談所に裏切られたと感じて非協力的な態度に転じてしまう。

ある4歳の女兒が山田に言った。「〇〇ちゃんにやなこと(嫌なことを)したパパは、ママといっちょに(一緒に)おうちにいるのに、なんで、〇〇ちゃんはほごちょ(一時保護所)なの？」このような子どもたちをできる限り減らす努力が必要である。

また、一時保護によって非加害親と離ればなれになってしまったことが強いブロック(子どもが虐待被害を開示するのを妨げる障害・障壁を「ブロック」と呼ぶ)として作用し、山田が理事長を務める認定NPO法人チャイルドファーストジャパンが「子どもの権利擁護センターかながわ」で司法面接を実施しても、開示の得られない子どもたちをたびたび経験する。

もちろん、非加害親の協力を得られない事例もあるであろうが、協力を得られる事例については、加害者を家庭から出して(たとえば、実家に帰ってもらう。ホテルやアパートに一時的に滞在してもらうなど)、児童相談所が警察・検察と連携して「協同面接・司法面接」を実施し、警察が加害者を逮捕・送検し、検察が被疑者を起訴・公判請求へともちこみ、性虐待という重大な犯罪を犯した人が権利制限を受ける体制を組むべきではないか。

- ③ 一時保護が解除されると、子どもたちは家庭に帰るか、別の親族の元に帰るか、代替養育(里親委託、グループホーム、乳児院・児童養護施設等への入所)に移行するわけ

だが、家庭以外の生活環境に移行する場合、児童相談所のアセスメント結果をきちんと伝えることを義務化してほしい。児童養護施設の職員から「児童相談所からの情報提供が不十分である」という話をよく聞く。

個人情報保護との兼ね合いに対する懸念や保護者への配慮が働くのはわからなくもないが、代替養育者はただ単に子どもを世話すればよいのではなく、ケア的アプローチが必要になる。適切なケアを子どもに提供したいと思っても、その子の養育歴等の背景がわからなければ、適切なケアなどできない。

Ⅱ 一時保護所の運営

一時保護所は、一時保護された要因やそれまでの生活背景の異なる子どもたちが集団で生活する場であるため、「安全を保障すること」と子どもたち一人ひとりの「権利を保障すること」という両立の難しい二つの条件を課されている。

これまでの一時保護所は、どちらかという子どもたちの安全を守るというパラダイムの方が重視されてきたが、今後は、安全を守りつつ、子どもたちへの権利制限を最小限化することにパラダイムをシフトさせる。

* その他

児童福祉法施行令に児童心理司の配置基準も規定してほしいという意見がある。というのも、県庁の人事課に児童心理司の増員を申し入れても、「優先すべきは、児童福祉法施行令に定められた児童福祉司の方であって、児童心理司を児童福祉司と同列に優先することはできない」と言われてしまうという実態があるからである。

児童福祉司が増えたのは喜ばしいことだが、若いケースワーカーが増えすぎたため、自分より年齢の上の人が多く保護者の要求に応じてしまい、子ども最優先の原則を貫けない傾向が強まった。その点、児童心理司には『子ども最優先』の原則でものを考える考え方が定着している人材が多い。

児童心理司の配置を充実すべき理由は、次の三つである。

1. 全般的に言って、児童心理司の方が大学院を出ている分、児童福祉司より優秀な人材が多い。
2. 児童心理司は子どもを担当するので、子どもを中心に考える考え方が定着している。
3. 社会福祉士は県職でも異動先のバラエティーが大きく、すぐに異動になってしまうが、心理の専門職は異動先が少ないので、児童相談所に長期間勤務しやすい環境にあって、専門性を蓄積しやすく、児童相談所の質の向上に資する。

山田のコメント 追加資料

II 一時保護の目的と性格

2 一時保護の在り方

(2) 一時保護の機能

ア 緊急保護の在り方

すでに配付済みの資料にも記載したとおり、性虐待のように非加害親が子どもの被害をまったく知らなかったようなケースでは、子どもを保護するのではなく、子どもは非加害親とともに家庭で生活し、加害親が家庭から出て行く方策についても検討すべきだと思います。

3 子どもの権利保障

(5) 苦情解決等の仕組みの導入

⇒ (5) 子どもの権利保障を改善するための仕組みの導入

「意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。」だけでは、子どもが活用しづらく、不十分です。

そこで、「不適切な権利制限について子どもが気軽に相談できるよう、法務省の『子どもの人権 110 番』、各弁護士会の子どもの人権相談窓口、第三者機関である児童福祉審議会等の相談先を一時保護所内に掲示する、法務省の『子どもの人権 SOS ミニレター』を子どもたちに配付するなどして、子どもが相談しやすい体制を整える。」を追記しました。

また、この「ガイドライン素案」全般に言えることですが、加害的行為を行った子どもに対するケアの視点が欠如していると思います。

4 援助・ケアの基本的事項⇒支援・ケアの基本的事項

『新しい社会的養育ビジョン』において「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。」と提言されました。

この基本的な考え方に基づけば、一時保護においても、特に乳幼児については、親族里親を含めた養育里親への一時保護委託を最優先に選択すべきではないでしょうか？

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始の手続

インフルエンザ・ノロウイルス・結核のように空気感染するような感染力の強い感染症

について、集団生活となる一時保護所への入所時に確認するのは当然のことですが、性虐待等性被害を受けたことが疑われる子どもについて、性感染症(Sexually Transmitted Illness : STI)の結果が陰性であることが判明するまで、一時保護所における入浴の順番が最後にさせられるような対応は控えるべきだと思います。STIは文字通り、性的接触によって感染する感染症であり、通常的生活では伝播しません。特に、淋菌性膣炎・淋菌性外陰炎等の淋菌感染症について、浴槽内で水系感染するという誤解が流布しているようですが、これは間違いです。淋菌は直接接触がなければ感染しません。ですので、タオルやスポンジの使い回しを避け、性被害の疑われる子どもが使用した浴室のイスを清潔に洗浄すれば、ほかの子どもたちに淋菌感染を起こさせる危険性はありません。

(3) 一時保護の解除

一時保護を解除した後、家庭に子どもを帰す場合、その家庭が安全な場所になっていることが前提になると思います。そのための手立ての記載が欠けています。保護者指導自体は、一時保護所の職責というより、児童相談所児童福祉司の職責ですが、ガイドラインに明記すべきではないでしょうか？

また、子どもが家出する背景に性虐待が潜んでいることは少なくありませんので、その点についてガイドラインで注意を喚起してください。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

「懲戒権」について、いくら法律に記載されているからと言って、ガイドラインにまで繰り返し記述する必要があるのでしょうか？

Ⅲ 一時保護所の運営

3 子どもの観察⇒子どものアセスメント

重要なのは、集団における行動観察より、子どもの被害を知ることや子どもの心理状態をアセスメントすることだと思います。

4 保護の内容

レクリエーションは、教育・学習指導の後でよいと思います。

(6) 教育・学習指導⇒(5) 教育・学習指導

子どもが原籍校に通えるように、児童相談所と一時保護所が努力するのは、一時保護が長期化した子どもだけではないと思います。

7 観察会議等⇒ケア方針会議等

この会議名称は、従来の「行動観察」に重きを置いていた旧運営指針の影響を引きずっ

ているものと思われます。

IV 委託一時保護

2 委託一時保護の手続等

(2) 保護者等との面会交流

「親子関係再構築支援のできる里親」という条件が付くために、里親開拓や里親委託が進まない現状があります。親子関係再構築支援は、フォスタリング機関に担ってもらった方が適切なのではないのでしょうか？

3 一時保護中のケア

(7) 一時保護所職員による被害事実の聴取

一時保護所は子どもを加害者から引き離すことで安全を確保する場であるため、入所した子どもが安全と安心を得ることで、それまで判明していなかった虐待をほのめかすことがあり、一時保護所の職員が新たな虐待の第一発見者になることがあります。

その場合の対応についても、ガイドラインに盛り込んだ方がよいと思います。

(7) 子どもからの生育歴の聴取

⇒ (8) 子どもからの生育歴（詳細な被害事実以外）の聴取

この書き方だと、一時保護所の職員が司法面接を行ってよいようにも読み取れ、誤解を招きます。

4 特別な配慮が必要な子どものケア

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア⇒ (2) 警察による事情聴取が必要な場合の対応

「その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女兒の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることに関して、子どもに対して十分に説明し、必要に応じて、予行演習をすることも考えられる。」とありますが、いずれも認識が間違っています。

まず、『協同面接』の実施者は、女性警察官ならよいというものではありません。子どもの発達や虐待の影響について研修を受け、司法面接のプロトコルを修得した人材が面接すべきです。

また、児童相談所職員が同席することで、子どもがかえって語りづらくなることもあります。というのも、たとえ、子どもの支援者としての立場であっても、同席する大人の数

が増えることで子どもが威圧感を感じることもありますし、自分が経験した被害を身近な職員が詳細に知ってしまうことでその職員との関係性にひびが入ってしまうことを子どもが心配したりするからです。

ましてや、予行演習などあり得ません。これでは、児童相談所や一時保護所が子どもの証言を汚染したと疑われることになります。

ただし、司法面接の制度は、子どもが被害を受けた場合と、DVを含む何らかの犯罪を目撃したときのみ使われるものです。したがって、加害行為を司法面接のプロトコルを使って聴くことはできません。

加害行為に及んだ子どもであっても、その背景に被害があることが通常ですので、本来であれば、司法面接を行ってから、別のセッティングで加害行為に対する事情聴取を執り行うべきですが、緊急を要する場合、その子が受けた可能性のある被害に関する司法面接の前に、その子の加害行為について事情聴取を行わなければならない場合があるかもしれません。

いずれにせよ、子どもの加害行為について事情聴取を行う場合は、捜査機関によって子どもに対する権利侵害が起こらないよう、常勤であれ、非常勤であれ、児童相談所弁護士を子どもに付き添わせることが重要だと思います。というのも、児童相談所の児童福祉司や児童心理司よりも、弁護士の方が当然のことながら、司法制度に詳しいからです。

5 特別な状況へのケア

(2) 性的問題への対応

入所している子ども同士での性的な加害被害を性教育で抑えようという意図がありありです。それでは、性虐待等性被害の過去をみすみす見落とすこととなります。抜本的に修正してください。

一時保護ガイドライン（素案）

I ガイドラインの目的

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念が明確化されるとともに、一時保護の目的が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

~~しかしながら一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであるが、~~子どもの安全確保を最優先するために管理的になり、その管理が子どもの権利制限につながるなど、子どもの安全確保と権利保障を直ちに両立させることが難しい面が多い。しかし、一時保護は、虐待を受けた子ども等の権利を守るために行われるものであり、こうした一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行う必要がある。

また、一時保護は、子どもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものである。さらに、子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

このため、一時保護においては、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる。

こうした観点が重要である一方、一時保護については、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの課題、一時保護期間の長期化などの課題が指摘されている。

~~平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念が明確化されるとともに、一時保護の目的が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。~~

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」でとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2

コメント [山田不二子1]: 事務局素案の第一パラグラフの中の「一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものである」と重複しているので、こちらのパラグラフを最初に持ってきてはどうか？

コメント [山田不二子2]: 第一パラグラフの「一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものである」と重複しているので、こちらのパラグラフを最初に持ってきてはどうか？

日)においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

「新しい社会的養育ビジョン」における一時保護に関する理念を関係者が共有し、また、各自治体がこうした考え方を踏まえ、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることにより、一時保護において、全国どこにいても子どもの権利が保障され、ケアの質が確保されるようにするために、本ガイドラインを示すものである。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護所に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

保護者からの連れ去りや接触については、平成 29 年 6 月 21 日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号）によって、一時保護中にも接近禁止命令をできるようになったため、活用されたい。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。

2 一時保護の在り方

(1) 一時保護の強行性

一時保護や児童福祉施設等への措置、里親等への委託に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、家族に関する情報を含め、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

コメント [山田不二子3]: このような古い通知の内容を、まだ踏襲するのでしょうか？

一方で子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う必要がある。ただし、このような場合でも、子どもの意見を尊重しつつ、子どもに適切な説明を行うことが求められることができる。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくても、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得よう努めることとする。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第 82 条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第 82 条第 2 項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申し出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。

(2) 一時保護の機能

一時保護の機能が有する機能は、緊急保護とアセスメントの二つである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護においては、その目的にかかわらず、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるよう支援することや、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる。合わせて、子どもの成育歴や被虐待体験に焦点を当てた治療的ケアが必要となる。なお、一時保護は子どもの行動を制限することから、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

コメント [山田不二子4]: 山田の意見を盛り込んでいただき、どうもありがとうございます。

また、一時保護から養育者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

一時保護を行う場においては、こうしたケアが行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

また、一時保護を行う場は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましいなければならない。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境（一定の建物内において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）での一時保護だけでなく、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましいわなければならない。開放的環境は、家庭と同様の養育環境もしくはできるだけ良好な家庭的環境であるべきであるから、一時保護所も小規模生活空間とすべきである。

なお、一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。こうした機能については、まずは、治療目的の施設やレスパイトケアのための施設において確保できるよう努めることが望ましい。その際、本来の緊急保護・アセスメント機能に支障を来すことがないように配慮しなければならない。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（法第 28 条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若

しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。)

ただし、性虐待の場合、非加害親は子どもの性虐待被害についてまったく知らなかったというケースも少なくない。しかし、性虐待の場合、身体的虐待等とは異なり、外傷等の証拠となる所見が存在しないことが多い。そのようなケースでは、子どもの証言が唯一の証拠であることも少なくなく、子どもの証言の信用度が非常に重要になる。子どもに被害を開示してもらうには、加害親と分離して安全を確保することが重要になるが、一方で、非加害親が子どもをサポートすることも勝るとも劣らず重要である。にもかかわらず、日本では「調査保護」という名の下、性虐待の通告があると、子どもが家庭から引き離される。本来であれば、家庭から出て行くべきは被害児ではなく、加害親である。非加害親が加害親を家庭から出して、加害親の実家や賃貸住宅に住ませ、加害親と被害児との接触を断って子どもを守れるのであれば、そのような対応も検討すべきである。

- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思量すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するため、子どもの自由が制限され得る閉鎖的環境で保護する場合があるが、閉鎖的環境での緊急保護は子どもの権利制限に当たることから、子どもの権利保障の観点から、閉鎖的環境での緊急保護の期間は、子どもの安全確保のために要する必要最小限（数日以内）とし、保護者が無断で子どもを連れ戻すことや子どもが無断外出をする恐れが大きくないなど、開放的環境においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移さなければならないことを検討すること。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での緊急保護が長期化する数日以上に及ぶ場合は、閉鎖的環境における緊急保護の必要性を児童相談所の判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が閉鎖的環境における緊急保護を継続する旨を決定する。その際、児童相談所長が決定した内容を記録に留めておく。

なお、閉鎖的環境において緊急保護を行う場合においても、子どもの身体の自由を直接的に拘束することや、子どもを一人だけで鍵をかけた個室に置くことはできない。

コメント [山田不二子5]: この部分については、すでに配付済みの山田資料を参照してください。

コメント [山田不二子6]: 「必要最小限」がいったい何日程度を指すのか、明記しないと、何をもってして「長期化」を判断するのがわからない。

書式変更: フォント: 12 pt

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、すでに児童福祉施設等へ措置、里親等へ委託していた子どもの再判定依頼に基づくものを含む。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

アセスメントのための一時保護は、原則、開放的環境において行い
子どもの安全の確保が可能な場合には、子どもの意見を聞きながら、
子どもの外出や通学についてを原則として可能な範囲で認める。すな
わち、とともに、子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、学籍のある校区内における開放的環境で~~の~~一時保護を行うなど、できる限り原籍校への通学が可能となるよう配慮すべきである。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定され得るが、その場合
も、原則として数日以内にとどめる。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所は、受理した相談（通告を含む。）について、種々の専門職員の関与による調査・診断アセスメント・判定を行い、それに基づいて援助指針（援助方針）方針を作成し、援助支援を行う必要がある。このため、子どもの援助指針（援助方針）方針を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を元に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行うこと。

~~一時保護を行う場においては、援助指針（援助方針）を定めるため、~~

~~一時保護した子どもの全生活場面について行動観察等を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。~~

また、一時保護している子どもは、パニックを起こしたり、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的な関わりを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

コメント [山田不二子7]: すぐ前のパラグラフと内容が重複する部分が多いので、もっとすっきりまとめた方がよいと思い、削除しました。

3 子どもの権利保障

(1) 権利保障

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利に関して子どもによく説明することしなければならない。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような説明が必要であり、そのための補助ツールとして冊子を用意しておくことも考えられる使うなどの工夫を凝らすことが重要である。

一時保護の場では、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられることが必要である。職員が常に見える場所において、いつでも子どもが話しかけられる状態でなければならない。子どもから子どもへの暴力を防ぐためにも、職員の目配りが大切である。

一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる意見箱を用意するなど、子どもの意見をくみ上げる方法をとることが考えられる。また、退所していく子ども達にアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

コメント [山田不二子8]: (5) 苦情解決等の仕組みの導入に書かれている内容と合わせました。

一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等について、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。

(2) 権利制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どもの安全確保のための権利制

限によってのために、必要のないほかの子ども~~の~~まで権利が制限されてはならないことのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会~~を~~は、子どもが希望した場合は、それを制限しないで済むように、最善を尽くしてにおいて、子どもの安全の確保を~~図~~が図られる状況であれば制限されるべきではない。

居場所のわからない無断外出~~で~~、子どもの安全が脅かされる危険性が~~高い~~が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、数日以内の閉鎖的環境における保護であっても、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接的に拘束すること、子どもを一人~~だけ~~で~~ず~~鍵をかけた個室に~~お~~置くことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和25年7月31日付け児発第505号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和24年6月15日付け発児第72号厚生事務次官通知）による。

権利制限を行う場合には、その理由を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもが権利制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ権利制限が必要なのかを時間をかけて納得が得られる努力が必要である求められる。

なお、権利制限の中でも、行動自由の制限と父母との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

(3) 被措置児童等虐待の防止について

平成20年児童福祉法改正法において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第33条の10で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第33条の11で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等に心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

子どもに被措置児童等虐待の通告・届出は児童相談所、児童福祉審議会等に対してなすことができるなどについて、あらかじめ子どもに説明

すること。

一時保護所に入所する子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされたていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、暖かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の一時保護所の職員が入所中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努めること。

なお、被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

(4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、信頼する NO と言える職員等のおとなに相談することなどの大切さをあらかじめ伝える。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

(5) 子どもの権利保障を改善するため苦情解決等の仕組みの導入

一時保護所においては、設備運営基準第 14 条の 3 に準じて、意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。

さらに、不適切な権利制限について子どもが気軽に相談できるよう、法務省の『子どもの人権 110 番』、各弁護士会の子どもの人権相談窓口、第三者機関である児童福祉審議会等の相談先を一時保護所内に掲示する、法務省の『子どもの人権 SOS ミニレター』を子どもたちに配付するなどして、子どもが相談しやすい体制を整える。

万が一、職員による身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児

コメント [山田不二子9]: 「NO と言える職員」という言葉は意味不明です。

コメント [山田不二子10]: 一時保護所に乳児が入所することはあまり内ではないですか？

書式変更: インデント: 左 3 字, 最初の行: 1 字, 行間: 倍数 1.15 11, 句読点のぶら下げを行う, 文字の配置: 自動

書式変更: フォント: (英) +本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)

童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもの加害に至った背景要因をアセスメントしたうえでそれに基づいた適切に対応する指導ケアを行う等、の徹底や援助支援体制をの見直してなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

(6) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護の在り方を予め検討しておく必要がある。

ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられる状況を確認しておく必要がある。

イ 文化・慣習等が異なる子ども

文化や慣習による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

ウ LGBT 等、性的なアイデンティティーに配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気づく場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設では予めどのように対応するかを検討しておく必要がある。

4 援助支援・ケアの基本的事項

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

また、一時保護は、多くの子どもにとって家族からの別離や養育者の喪失をもたらすものであるため、一時保護においては、家族からの別離を意識して不安を高める、この時期の子どもの心情に十分配慮する。

支援援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、罰与えるなどの身体的苦痛や怒鳴る・脅すなどの人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な

コメント [山田不二子11]: Help が援助、Support が支援です。Help はその人ができないことを代わりにやってあげるか、手伝うこと。Support はその人がやることを支えることです。

援助ケアを確保することが必要である。

しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 乳幼児の場合、親族里親を含めた養育里親委託を最優先の選択肢とする。
- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切なケア援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応や、
- ・ 児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切なケア援助の確保

に努めることが重要である。

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年の一時保護については、当該少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年のプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所においては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるため、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備されたい。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行児童を共同で生活させないことを理由に、非行児童の身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、児童福祉施設やその他の機関等への委託一時保護の活用、広域的な対応等により、こうした混合での援助処遇等を回避し、すべての子どもに適切なケアと支援援助を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成 13 年 3 月 8 日付け警察庁丁少発第 33 号通知により、各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意願いたい。

書式変更：リスト段落、インデント：左：12.5 mm、ぶら下げインデント：2.84 字、最初の行：0 字、箇条書き + レベル：1 + 整列：12.5 mm + インデント：18.9 mm

書式変更：フォント：(英) + 本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)、(日) + 本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)、12 pt

書式変更：フォント：(英) + 本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)、(日) + 本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)

一時保護における子どもの援助支援等の詳細については、「V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を参照いただくとともに、具体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始の手続

—一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時的受理会議等を開いて検討する。

—一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡をとって相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡をとり、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。

同意に基づく一時保護の場合は、一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前に母子健康手帳をチェックして成長曲線の状態やワクチンの接種状況を確認し、アレルギーの有無等については保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。ただし、性虐待等性被害を受けたことが疑われる子どもの性感染症について過度に心配し過ぎることで、その子どもの権利侵害が起らないように配慮すべきである。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、写真に撮影し、外傷所見を正確に記録する。外傷の発生機序について専門的意見が必要なときは、外傷の治癒過程が進行する前に、子ども虐待に関する専門的研修を修了した医師のセカンド・オピニオンを得る。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一

コメント [山田不二子12]: この部分は、他の箇所と趣が大きく異なっており、違和感を感じます。

触法少年への対応について記述が必要というのであれば、別立てにした方がよいのではないのでしょうか？

書式変更: インデント : 左 3.99 字,
最初の行 : 1.31 字

コメント [山田不二子13]: 年明けから議論が開始される予定の『児童相談所の機能分画』と関係する記述なので、そちらが決まるまで、文面はペンディングしておいた方がよいと思います。

コメント [山田不二子14]: 一般社団法人日本子ども虐待医学会 (JaMSCAN) が提供する研修『BEAMS Stage 3』の修了者であることが望ましいです。

時保護児童票を作成する。

- ・ 子どもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。（別紙）

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。

- (2) 一時保護の継続の手続（※「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）による改正事項については、関係機関と調整中。）

ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている（法第33条第3項及び第4項）。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護すること

ができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされている（法第33条第5項）。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。

ここで、親権者等の意に反する場合は、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」第4章第5節1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等により意向を書面で確認できない場合等もあることから、親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、家庭裁判所の承認を得る前に一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所による引き続きの一時保護の承認の申立て

（家庭裁判所による引き続いての一時保護の承認の申立ての具体的な手続、留意事項等については、関係機関との調整を踏まえ、追記予定。）

（3）一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧なケアが必要となる。こうしたケアにおいては、子どもが、怒り、悲しみ、絶望感、無力感等を十分に表現できることが重要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもをケアするために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

一時保護中に、今後の家庭復帰に向けた支援を進める中で、児童福祉司指導等の行政処分を活用して保護者の養育能力や養育内容の改善を図りつつ、保護中の子どもの状況や今後の見通し等について、定期的に保護者に情報提供を行うなど、円滑な復帰に向けた取組を行うことが適当であること。

一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講じること。

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聴き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による子ども虐待、特に性虐待がないことが確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を充分に確認の上引き渡す。なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の通知を参照すること。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中（委託一時保護中も含む。以下、I及びIIにおいて同じ。）の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有す

コメント [山田不二子15]: 児童養護施設等の職員さんから「集団における行動観察のことしか情報提供がなく、その子の背景や心理状態がわからないまま、施設に入所してくる子どももいる」という意見を聞く機会がよくあります。

コメント [山田不二子16]: 家出の背景要因に性虐待が存在することはまれではありません。それは、女兒に限らず、男児でもそうです。

る者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 797 条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第 4 章第 9 節の 3.（4）を参照されたい。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある子どもの場合

（ア）児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第 33 条の 2 第 3 項）。

この規定については、児童福祉施設に入所中の子どもや里親に委託されている子どもについては、施設長や里親が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第 47 条第 2 項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成 23 年改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

ただし、懲戒権を濫用してはならない。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

(イ) 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

(5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭

裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 36 年 6 月 30 日付け児発第 158 号厚生事務次官通達））。

また、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条の規定により一時保護が行われている場合において、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされている。

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討すること。

児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第 28 条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第 12 条の 3 の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第

12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子どもの所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるように配慮することとする権利を持つ。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができるが、その理由を子どもに説明しなければならない。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいてよい物については、記名させる等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるように配慮する。また、子どもに持たせておく必要のないが一時保護中に所持することを望まない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に覚せい剤等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持

金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する。（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 4 第 2 項）

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身のまわり品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる。（法第 33 条の 2 の 2 第 2 項）

ウ 所持物の返還

（ア）子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

（イ）返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかかな物については、これをその権利者に返還しなければならない。

（法第 33 条の 2 の 2 第 3 項）なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるので、警察と協議の上、返還を決定すること。

なお、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

（ウ）返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない。（法第 33 条の 2 の 2 第 4 項）

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する。（法第 33 条の 2 の 2 第 5 項）

エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る

保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ 子どもの所有物は、子どもの身柄とともに移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物で未だ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

オ 子どもの遺留物の処分

(ア) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない。（法第 33 条の 3）

(イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、すべてこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本指針のほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

(7) その他留意事項

—一時保護する少年に対して警察が触法行為等に関する質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力するものであるが、児童相談所は当該の子どもの加害的行為に着目するのではなく、その子が被害を受けた経験がないのかどうかに着目して聞き取りをすることが重要である。されたい。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこととされたい。

特に、当該の子どもに性虐待等の性被害が疑われる場合は、児童相

書式変更：インデント：左 3.99 字、
最初の行：1.31 字

談所・警察・検察の三機関が協同して行う『協同面接』等の司法面接を実施して、子どもが何度も聞き取りをされて心理的負担を負ったり、証言内容が変遷して子どもの証言の信用度がおとしめられることがないように配慮しなければならない。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

子どもを安定させるためには、家庭的環境等快適な安全で安心できる環境の中で束縛感を与えず、子どもができるだけ自由に活動できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが楽しく落ち着いて生活するための設備及び活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、ケアワーカー等による個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、子どもが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用すること。

一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）。なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、設備運営基準第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時の調査、指導、入所中の調査、診断、指導等については、他の各部門との十分な連携のもとに行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時

保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活をともにすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。一時保護所に心理士を配置することも検討すべきであるが、養育里親委託を含む一時保護の機能としてアセスメントが重要であることより、児童相談所の児童心理司の配置基準を児童福祉法施行令に定めて、一時保護中のアセスメント機能を充実させることが望ましい。

2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明すること。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5（6）を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5（1）を参照する。

3 子どもの観察アセスメント

担当者は、~~援助指針（援助方針）~~を定めるため、児童相談所単独で行う『被害事実確認面接』や児童相談所・警察・検察の三機関で行う『協同面接』等の司法面接、もしくは、最低でも RIFCR™ プロトコルを用いて、子どもが受けた可能性のある被害を誘導せずに中立的に聴き取り、児童心理司や一時保護所の心理士が子どもの心理アセスメントを行うとともに、学校・幼稚園・保育所・児童養護施設等における集団適応力をアセスメントするために一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合、種々の生活場面の行動を観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的にアセスメントな行動観察を行う。

書式変更：上付き

コメント [山田不二子17]: 集団における子どもの行動観察より、子どもの心理アセスメントの方がはるかに重要だと思います。

4 保護の内容

(1) 一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題課題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、日課といった必要に応じ性別、年齢別に数グループに分けて、起床から就寝に至る間の基本的な日課を立て、

その上で子どもの状況により具体的運営を行うようにする最低限のスケジュール以外は、子ども一人ひとりに合った個別処遇を最優先にする。

日課の例として、午前中は学齢児に対しては学校への通学、通学を望まない子どもへの学習指導、未就学児童に対しては保育を行う。~~い、午後は自由遊び、~~スポーツ等レクリエーションのプログラムを組むこと~~んだり、自由遊びのできる空間、が適当である。夜間は、読書や、音楽鑑賞等をにより楽しむことのできる環境を提供するませることに配慮する。~~また、夜尿等特別な指導や治療的関わりを必要とする子どもに対する指導のケア等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

(2) 生活全般のケア指導

生活指導ケアは、個々の子どもの状態に合わせて、掃除、洗面、排せつ、食事、作業、洗濯、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うが、ネグレクト環境で育っている子どもたちは少なくなく、無理強い禁物である。子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身につけられるように支援することが重要である。したがって、具体的な生活指導方針を定め、すべての職員がその方針に即した生活指導を行う。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を呈する有する子どもに対しては、その背景要因をていねいに探り、その子が抱える問題解決を最優先にしたうえで、子どもの心に寄り添った慎重な生活指導を行う。

(3.4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの移動がかなり激しいので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好や食事性アレルギーにも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、楽しい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事指導を行う。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

(4.5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受け

書式変更：インデント：最初の行：
1.18 字

させる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(5-6) 教育・学習指導

学校に通うことを希望する子どもについては、原則として原籍校に通学できるよう、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力して、最善を尽くす。そのために必要であれば、子どもの居場所付近でのはいかいを禁止する接近禁止命令を加害親に対して発出することも検討する。一時保護されている場所から安全に原籍校に通学することが困難な場合は、子どもに十分に説明し、納得を得たうえで一時保護されている地域の学区の学校に通学できるよう取りはからう。

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。

(6-3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、ランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、強制することなく、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

(4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの移動がかなり激しいので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろ
ん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、楽しい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事指導を行う。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮

書式変更：インデント：左 2.95 字、
最初の行：1 字

書式変更：インデント：最初の行：
1.18 字

書式変更：インデント：左 2.95 字、
最初の行：1.13 字

書式変更：インデント：左：0 mm、最
初の行：0 字

書式変更：インデント：左 2.95 字、
最初の行：1.13 字

書式変更：インデント：左 0 字

~~するとともに毎月定期的に検便を実施する。~~

~~(5) 健康管理~~

~~子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやういので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。~~

書式変更：インデント：左 0 字

~~毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。~~

書式変更：インデント：左 0 字、最初の行：0 字

~~(6) 教育・学習指導~~

~~一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがある。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。~~

書式変更：インデント：左：0 mm、最初の行：0 字

~~また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。~~

(7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年については、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、援助の内容を決定することが必要である。また、重大事件に係る少年であっても行動自由の制限は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、そのような子どもについては、触法行為に及んだ背景要因を丹念に探り、その課題を解決すべく、ケア・プランを作成して、個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応することが基本である。

5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、

「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねない場合もあるので、外出時には一時保護所の職員にその旨伝えるよう、あらかじめ子どもに説明しておく。ものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中（一時保護所における一時保護中に限る。）の子どもが無断外出し、居場所がわからず、子どもに危険が及ぶ可能性があると判断されたときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として子どもおよび保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、もとの児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

一時保護中の子どもが無断外出した場合は、その行為を叱責することなく、子どもの声に耳を傾けることでその原因背景要因を探り検証し、子どもが抱えている課題の解決策を対応策を講じることでなど、再発を防止することに主眼を置き、子どもを懲罰的なルールで縛って行動を制限するといった権利侵害を犯してはならないに努めるものとする。

7 観察ケア方針会議等

業務の引継ぎについて十分配慮するとともに、各担当者はその担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰するケア方針観察会議を実施し、個々の子どものアセスメント観察結果および結果、一時保護所内における援助ケア方針について確認するとともに行動診断を行いして、判定会議に提出する。なお、ケア方針観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、

検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活指導事項等についても十分な連携を行う。

IV 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方

子どもの通学等や社会への参加の権利を可能な限り保障するという観点から、開放的環境においても子どもの安全確保が可能な場合については、一時保護所内の開放的環境での一時保護のほか、委託一時保護の活用についても検討すること。特に、子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、できる限り学籍のある校区内における一時保護が可能となるよう、里親家庭や一時保護専用施設など、一時保護の場の地域社会への分散化を進めることが望ましい。

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じてを考慮しつつ、原則として可能な場合は里親への委託を最優先に選択検討するが、緊急保護のため委託先の里親が見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、親族里親を含めた養育里親等家庭養育環境、一時保護所、施設養育環境を選択することが必要である。

施設への一時保護委託においては、長期入所児童と一時保護児童が混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、年度当初に、委託一時保護定員枠を当該施設を所管する自治体との間で協定を結び定員を決めておくことや、一時保護専用施設を整備することにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

委託一時保護中の子どもの心理アセスメントや医師による診察については、児童相談所で行うほか、施設職員等は、保護中の子どもの生活の様子を観察し、児童福祉司に適宜報告を行う。

なお、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照）を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努めること。

その他、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適

当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ・ 現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設等や里親等あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第 28 条第 1 項又は第 33 条の 7 の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

2 委託一時保護の手続等

(1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、医療機関に委託する場合等特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限度の期間とし、速やか

に他の援助等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について、子ども本人に説明し、保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備えつけ、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。

(2) 保護者等との面会交流

委託一時保護においても、子どもの安全が確保され、子どもが希望しているのであれば、保護者等との面会交流は子どもの権利保障の観点からも保障されるべきである。

ただし、たとえ、子どもの希望に基づく面会交流であるとしても、それによって子どもがフラッシュバックを起こすなど、心理的に重い負担を負わせることが予想される場合は、その点について子どもに説明したうえで、保護者等との面会交流を制限することも検討すべきである。

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討すること。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、フォスタリング機関に里親を支援してもらったり、フォスタリング機関がその職務を里親に代わって代行するなどして、親子関係再構築支援を行う。そのようなフォスタリング機関が地域に存在しその対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

1 一時保護時のケアの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化による危機的な状

態であり、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受けとめ、単に抑え込むのではなく、子どもへの理解を深めるきっかけにする必要があるしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行うには、分離・喪失体験への反応の理解、トラウマ反応の理解、アタッチメント問題の理解などを必要とすることが多く、その子どもの心身の状態のアセスメントを行っていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを意識しなければならない。

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

(1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ収集する必要がある。

ただし、性虐待等性被害を受けたことが疑われる子どもについて、性感染症に関する過度な心配からその子どもの人権を侵害することが起こらないように配慮しなければならない。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

(2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等のもとで生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者の疾病・死亡・行方不明、保護者による虐待、非行など一時保護に至る背景にはさまざまな理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しがもてない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わる・変わらないのではないのかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対するかかわりで大切なことは、『子どもの不安を軽減し、解消すること、安心すること』ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

（3）一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護はあなた（子ども）が安全で安心できる場所を提供し、その後の安心・安全な生活を作っていくことが目的であることをわかりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であり、子どもによっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、あなた（子ども）が行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

更に、子どもから聞いた話は、原則として職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

（4）先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。一時保護の目的を理解してもらうと同時に、所内や家庭内（里親への一時保護の場合）を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活が概ねどの程度の期間となるかも、わかる範囲でできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。

3 一時保護中のケア

(1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。それぞれの背景が全く異なることから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限するなど場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や一時保護専用施設でも委託先里親でも日課等の何らかのルールや一定のスケジュールは存在する。しかし、ともに生活する中で、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせるのが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じるなどが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事をさせつつ、徐々に一緒に食事を摂る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くといったなどの配慮は当然のことであるが考えられる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応やLimit Testing (試し行動)を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないことや虐待を挑発するような行動をとることもあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくないなど子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報は提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安心と安全を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に

答えるようにする。

(4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子ども達の中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

(5) 子どもの被害の可能性を配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があつてコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともある。このため、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱していて暴れてしまい、それを抑制する抑える必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

ただし、同性の加害者によって性被害を受けた経験を持つ子どもの場合、身体接触をする職員が加害者と同性であることでかえって悪影響を及ぼすこともあり得るので注意を要する。性虐待等の性被害を受けたことが疑われる子どもには極力、身体接触を避ける。

(6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員等の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

アセスメントに際しては、職員等が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとする中で、子どもの発達段階や特にアタッチメントの問題やトラウマ反応などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。虐待の影響でさまざまな症状が出ている場合には、子どもに安心感・安全感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が第一選択である。児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。しかし、それだけではなかなか安定しない場合には児童精神科へ受診を要する場合がある。

行動観察で一時保護所の職員は、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験がもととなり、トラウマ関連障害やアタッチメント関連障害として、子どもの日常生活において、感情の調整の障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難なものも少なくない。こうした子どもに、日課にしたがった行為をさせるよう指導することは不適切（場合によっては保護者の虐待行為の再現となる）であり、一時保護の職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子が家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題や精神病に類似した状態となる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

(7) 一時保護所職員による被害事実の聴取

上述の事例のように、一時保護所における生活の中で、子どもがそれまでは判明していなかった被害を意図的に、もしくは、意図せず、ほのめかすことがある。そのような場合、虐待の第一発見者が聴き取りすぎないことが重要であり、一時保護所の職員は RIFCR™ 研修等を受講して、適切な聞き取り技術をマスターしておく必要がある。

(7-8) 子どもからの生育歴（詳細な被害事実以外）の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけでなく、

書式変更：インデント：左 0 字、最初の行： 1.18 字

書式変更：上付き

子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

詳細な被害事実以外の生育歴の聴取を行う場合、子どもからの聴取が適切に行われるためには、聴取を行おうとする職員に対して、子どもが「この人だったら、話しても大丈夫だろう」という信頼感を持っている必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれているんだ」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々に生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。

なお、生育歴全般ではなく、虐待やいじめ等の被害事実を聴き取る場合は、第一発見者としての聴き取りについては前述の RIFCR™ 研修を受講するなどして、聴き取りすぎることの弊害をきちんと学ぶ必要がある。

また、虐待・ネグレクト、犯罪被害、DV や犯罪の目撃といった経験について、その詳細を包括的に聴き取るときは、子どもが同じことを繰り返し質問されることで重い心理的負担を負ったり、子どもの証言が変遷したり、撤回されたりすることを防止するため、司法面接プロトコルに準拠して、児童相談所・警察・検察の三機関が連携して行う『協同面接』等の司法面接を実施すべきであることを一時保護所の職員も熟知していなければならない。こうした手法については、司法面接のトレーニングを受けたり、それに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

書式変更：上付き

4 特別な配慮が必要な子どものケア

(1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状やトラウマ反応、他者との適切な距離に関する課題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにすべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

また、フラッシュバックの引き金や再被害の現場になりやすい入浴は、

ひとりずつ個別で入れるように配慮する。

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア警察による事情聴取が必要な場合の対応

性被害△の告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。2015年10月28日発出の通知に基づき、子どもから事情聴取を行う場合には、原則として児童相談所・警察・検察の三機関が連携して行う『協同面接』で聴き取ることが原則である。その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないように配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女子の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらふこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることに関して、子どもに対して十分に説明し、必要に応じて、予行演習をすることも考えられる。

なお、協同面接等で詳細な聴き取りを受けると、子どもが強い心理的反応を呈することがあるので、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、担当児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

ちなみに、協同面接を含め、司法面接の制度は、子どもが被害を受けた場合と、DVを含む何らかの犯罪を目撃したときのみ使われるものである。したがって、加害行為を司法面接のプロトコルを使って聴くことはできない。

加害行為に及んだ子どもであっても、その背景に被害があることが通常であるので、本来であれば、司法面接を行ってから、別のセッティングで加害行為に対する事情聴取を執行行うべきであるが、緊急を要する場合、その子が受けた可能性のある被害に関する司法面接の前に、その子の加害行為について事情聴取を行わなければならない場合があるかもしれない。

いずれにせよ、子どもの加害行為について事情聴取を行う場合は、捜査機関によって子どもに対する権利侵害が起こらないように、常勤であれ、非常勤であれ、児童相談所弁護士を子どもに付き添わせることが望ましい。というのも、児童相談所の児童福祉司や児童心理司よりも、弁護士の方が当然のことながら、司法制度に詳しいからである。

(3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大

書式変更：フォント：12 pt

書式変更：インデント：最初の行：1.18 字、左 2.95 字

書式変更：フォント：12 pt

書式変更：フォント：12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：リスト段落、インデント：左 2.95 字、最初の行：1.18 字

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日)+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝), 12 pt

書式変更：フォント：(日) MS 明朝

さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5 特別な状況へのケア

(1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、「ほかの人を傷つけてはいけない」ことを子どもに説明逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

(2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

さまざまな背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

(ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースが圧倒的に多い。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起こりやすいことを職員が理解して、性的加害に着目するよりも、その子どもが被害児であったことに着目して関わる必要がある。その場合の関わり方については、RIFCRTM研修を受講することが望ましい。

書式変更：上付き

(イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

ただし、性的被害を受けた経験を持つ子どもからその被害を聴き取る前に、上記のような「プライベートパーツ」に関する性教育を行うと、「自分がされていたことはいけないことだったんだ」と子どもが認識して、被害を語れなくなる弊害もある。性的加害行為を抑え込もうとするよりも、その子が受けた可能性のある性的被害の方に目を向けるまなざしが非常に重要になる。

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

性的問題行動が起こりやすいのは入浴場面である。したがって、ひとりで入浴できる子どもについては入浴を一人ひとり個別化すべきである。低年齢児で入浴介助が必要な場合のみ、複数の同性職員が入浴介助を行う。

もし保護所の子どもの中で性的問題行動が起きたら、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教えたにもかかわらず繰り返される場合、その子どもには衝動性や強迫性が強いことが疑われるので、過去に性的被害を受けた可能性を考えて、必ず、協同面接等の司法面接を提供する。他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。

(ア) 担当児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等話しあう。

(イ) 子どもの課題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。

(ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どもが多いことから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所担当職員や一時保護所心理士、担当児童福祉司、担当児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、悪夢、フラッシュバックなどの PTSD 症状や解離症状を呈する持っている。子どももいることから、そのような訴えや症状が見られれば、担当職員や児童心理司、医師などに早めに速やかに報告する。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 4.13 字, 最初の行: -4.13 字

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 4.13 字, 左: 0 字, 最初の行: -4.13 字

性被害を受けた子どもは原則として、児童相談所・警察・検察の三機関が連携して行う『協同面接』等の司法面接を受けることになる。それによって子どもがの中には警察による事情聴取、検察官との面接など司法との面接が入ってくることもあり、そのたびに不安定になることもある。担当児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) 無断外出

ア 無断外出の発生予防

無断外出については、その背景要因の解決が発生予防として最も重要である。また、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努める必要がある。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員等は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員等は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

コメント [山田不二子18]: 山田が削除した以下の文章のようなお仕着せの対応より、もっと重要な対応姿勢があると思います。

書式変更: インデント: 左 4 字, 最初の行: 1 字

コメント [山田不二子19]: もっと違う対応が要求されていると思いますが。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動など罰を科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員等が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

(1) 家庭復帰ケースの場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族やその地域のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰ったときに備えて、地域にセーフティネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように保護者の養育態度が改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果、保護者への支援効果など、多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の援助計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を援助していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると支援がなくなるのではないかと心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援していくことをわかりやすく伝える必要がある。また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育園や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは 189 の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

(2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は入所、委託予定先の職員が訪問したり、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもとともに見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしているよ。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしているよ。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくことが大切である。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能であれば可能な限り、保護者と~~一~~子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携協働できる関係づくりを進めていくことが必要である。

(3) 情報などの引継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報（歴史、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧にわかりやすく引き継ぐことが必要である。

山本構成員提出資料

愛育研究所：山本恒雄です 会議を欠席いたしますので事前に
一時保護所ガイドライン事務局案について 意見を申し上げます。

各項目のへの意見呈示以前に全体設定について看過できない要件があるので意見を述べます。

1. 一時保護所ガイドラインの策定の作業設定について

そもそも、子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループが、このような形で 全国児童相談所の一時保護所のガイドライン策定を進めることに 妥当性があると思いません。本ワーキングの担当責任範囲を逸脱しています。

検討メンバーに一時保護所の実務担当者がいない、全国各地の児相の状況・実態についてそれを各地で担当している複数の実務者がいないメンバー構成で、いったい何を根拠に、何を想定して作業を進めるのか、全国で 120ヶ所を超え、規模も内容も人員体制や入所児童の特性にも相当なバラつきがある現状とそれぞれの各地における自治体の状況、近未来に想定される状況の把握・分析も提示せずにガイドライン策定を検討すること自体、全く了解できませんし、少なくとも見識ある有識者・学識経験者が全国の自治体に対してすることではあり得ません。

本ワーキングがもしも一時保護所の業務にかかわるとしたら、別の作業でガイドライン策定がなされた時点で、その人材育成の課題についての検討を行うことだけであると考えます。

現時点が一時保護所のガイドラインを策定するのに妥当な時期かどうかもありますが、一時保護所のガイドラインを策定するのであれば、専従の作業部会や調査・策定のための委員会が設定されるべきであると考えます。

2. 提案内容の限局性について

提案されている内容全体が、全国の一時的保護所の何カ所程度の情報を元に、その妥当性を想定して検討されているのか、説明が無いので分かりませんが、ここで扱われている内容は全国 69 自治体の 120ヶ所を超える一時保護所全体をカバーし得る、業務実態に対応した内容である保証がどこにも見当たりません。おそらく大都市圏、一時保護児童が数週間は在籍することが当たり前な一時保護所が主な想定対象であるように感じますが、それは 69 自治体のうち、せいぜい 10~15 自治体の大都市圏を管内にもつ児相の実態です。そこで扱っている事例件数の構成比は大きいかもしれませんが、自治体数、カ所数で見れば 5 分の 1 程度を超えません。ここ最近の調査でも 1 週間以上在籍する一時保護児童が殆どいない一時保護所が全国で 20 カ所以上あり、逆に 5 か月を超えるような児童が常時在籍している一時保護所は大都市圏だけである状況があり、それらをひとくくりにして業務ガイドラインを策定することに各自自治体に対する妥当性や説得力があるとは考えられません。

3. 呈示の理由が業務ガイドラインに当たらない

1 ページ目の下段に“「新しい社会的養育ビジョン」における一時保護に関する理念の共有”が挙げられていますが、「新しい社会的養育ビジョン」は単なる方向性を示した理念の呈示段階であって、現実的な実効性や実現性については何ら照合性のあるエビデンスを確認できていない段階にあります。この段階に照合する一時保護所のあり方を示すのであれば、最大限に踏み込んでも「ビジョン」か「提言・提案」のレベルであって、具体的な業務に照合するような「ガイドライン」ではあり得ません。ましてや 1 や 2 で挙げた課題をクリアしていない状態で、国が各自自治体に対してガイドラインを示す妥当性があるとは考えられません。

上記のような認識が前提である上で、あえて各記載について感じたことを以下に述べます。

3P. 2 (2) 一時保護の機能

一時保護の機能を 緊急保護とアセスメント保護 と定義していますが、その根拠は何でしょうか？
従前の一時保護の役割として安全の確保と治療機能が指摘されていた時代があって、それは調査が行われ、現場からの実践報告や提言を反映してなされたことでしたが、この定義にはそうしたバックデータが確認できません。
さらに 緊急保護については閉鎖性を、アセスメント保護には開放性を対応させるような想定が述べられていますが、全く抽象的・理念的な想定で、具体性、すなわちその想定対象数と業務量、必要な設備と人員、構築すべき専門性、具体的に行政機関が説明責任を負える根拠ある対応手順や 期待される実効性とその評価基準、予算措置等について、何らの想定も裏付けも示されていません。ひとつの理念と提言の範囲であれば許容されるかもしれませんが、実務上の呈示としての体を成していない段階にあると考えます。

7P. 3 (2) 権利制限

ここでは より本質的な 親権の制限と行動の制限に関する行政保護と司法保護の課題をとばして、子どもの権利保障だけを論じている点がバランスを欠いており、特に行動の自由制限が例外であるという設定は、児童虐待の強制保護が一時保護権限の例外適用であるという悪夢のような設定を追認する、とてもスジの悪いシナリオを行政機関に押し付けるものであり、到底このような抽象的で現実性の乏しい理念シナリオは容認できません。行政機関による一時保護の現状を踏まえた慎重な議論が必要だと考えます。

さらにもし理念を問うならば、福祉行政サービスの基本要件である 十分な情報提供、第三者評価の確保、苦情解決の窓口の設定 という 3 要件について、何がどうなっているか、今後どうすべきであるかを論じるべきであると考えます。

9P～ 援助・ケアの基本的事項

委託一時保護が強調されていますが、想定される件数や各地の実態についてのデータの想定が欠けており、現実性が感じられません。これは 24P～の委託一時保護の項にも当てはまる点で、対象数や各地の実態の把握、根拠の確認無しに論じられています。

また警察への一時保護委託は既に平成 10 年代に各自治体で議論が済んでいる事項で、警察署での留め置きとなる一時保護委託は子どもの権利保障上、否定的な見解が常識となっています。こうした言及が行われること自体、現場からみれば、広域にわたる見識・専門性が疑われる指摘となっています。

12P. 4(2)一時保護の継続の手続き

2 か月超えの一時保護についての家裁承認の手続きはまさに現在、その手順について検討中の事項であり、前段にそのただし書きがありますが、その要件が整理されてから検討されるべき順序であると考えます。近未来にすぐに追記を入れて書き換えなければならない状況で 一時保護の詳細な事務手続きに関するガイドラインを検討すること自体が果たして効率的なのか、妥当なのか疑問を感じます。

Ⅲ 一時保護所の運営 1 運営の基本的考え方

この項は理念呈示であり、自治体において対応しきれない 国としての課題をバックデータ無しに論じています。

こうした自治体の運営に属するような理念的な指摘と現場の実務上の手順が並列に論じられていますが、本来、児童相談所運営指針と 限定的な実務手順のガイドライン等 として階層的に区別して扱われるべき事項で、ガイドラインとして述べるべき課題には当たらない内容が含まれていると考えます。

26P～ V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

およそ1～3で述べたように、一時保護所に在籍する期間に大きな幅がある実態を慎重に検討した上で、可能な選択肢、設定できる選択肢を論じるべき観点が必要です。一時保護という作業経過がソーシャルワークの観点から論じられておらず、児童心理治療施設での治療論のような、心理と医療の観点から述べられている印象が強く、短期で移動していく場合、長期に在籍する場合、やむを得ず長期化する場合、などの時間経過要因と子どもの特性について、設備や人員規模等を背景に、提供できることと難しいことの実態把握や現場からのボトムアップ情報が課題整理には必須であり、それが無いままでは単なる理念的なチェック条項の羅列になります。

35P. 6 一時保護解除時のケア

過去の調査で一時保護解除時の児童相談所の在宅での適応予測は およそ60～70%台で「なお課題あり」となっており、そのことについて、どのように地域ネットワークを繋ぐか、どの程度の問題再発が実際にはみられているか、最小限度の限界設定は何か、ヒューマンエラーの最小頻度はどの程度か、それらの課題は児童相談所のソーシャルワークに属する課題か、地域全体の、あるいは家族に起こる新たな状況変化に関するコミュニティ・マネジメントの課題か等々の実態把握が必要です。こうした具体的なバックデータにもとづくエビデンスのある判断分岐・デシジョンメイキングの分岐呈示が必要で、それが無いままでは単なる理念的なチェック条項の羅列になります。

最後に

こうした作業は「提言・提案」であれば それはその時点に拘束されて改訂を見ていくわけですが、もしも「ガイドライン」とするならば、その実質的なフィードバック、効果評定と見直しの設定が必須であると考えます。諸般の状況が未確定である要件、全国各地の実態が未確認である状況から見れば、これらを「ガイドライン」とすべきではないと考えますが、いずれにしても、これらの意見・見解を国が示すのであれば、最長でも2年以内での見直し、継続的なデータ収集とその分析作業を専従とするチームの設定を前提・必須の条件とすべきであると考えます。

以上、個人の見解を述べました。

知恵と見識あるワーキング・グループとして慎重な検討をお願いいたします。